

令和 5 年 度

整備主任者研修 法令研修

【秋田運輸支局 地方教材】

目 次

1. 整備主任者について.....	1
2. 審査事務規程の一部改正について.....	3
3. 不正改造車を排除する運動.....	9
4. 自動車点検整備推進運動の強化月間.....	14
5. 地区別認証・指定工場数（令和5年3月末）.....	21
6. 最近の整備事業者の行政処分の概況（参考資料）.....	22
7. 検査場からのお知らせ.....	25
8. 令和4年度不当要求発生件数（プレスリリース）.....	27
9. OBD検査の概要.....	30
10. 軽自動車の車検証電子化について.....	40
11. 申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載について.....	42
12. 重量税照会サービスについて.....	43
13. 土砂等を運搬する大型自動車の番号表示について.....	44
14. 特定整備記録簿の記載例.....	45
15. 特定整備認証の計画的な申請について.....	48
16. 大型車の車輪脱落事故防止.....	49

1. 整備主任者について

道路運送車両法には、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場において特定整備を行う場合、特定整備に係わる部分を保安基準に適合させるようにしなければならない旨が、自動車特定整備事業者の義務として規定されています。

そのため、特定整備と特定整備記録簿の記載に関する次の事項について、整備主任者が統括管理を行います。

- ① 特定整備の作業管理に関する業務
- ② 特定整備後のできばえ確認業務
- ③ 特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務

※①～③に係るもののみ抜粋

遵守事項のうち整備主任者に関する事項・・・◎		
○	1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか。	適 ・ 否
○	2 特定整備記録簿（写し）は使用者に適切に交付されているか。	適 ・ 否
◎	3 特定整備記録簿は、2年間保存されているか。	適 ・ 否
◎	4 特定整備記録簿の様式は適切に選択されているか。	適 ・ 否
◎	5 特定整備（点検・整備）の概要欄は確実に記載されているか。	適 ・ 否
◎	6 特定整備記録簿は確実に記載されているか。	適 ・ 否
□登録番号等、□特定整備完了年月日、□依頼者の氏名、住所、□総走行距離、 □整備主任者の氏名、□特定整備事業者名、住所、認証番号		
○	7 認証工具等、認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適 ・ 否
◎	8 特定整備の作業管理に関する業務（事故防止の教育、作業管理等）	適 ・ 否
◎	9 特定整備後のできばえ確認業務	適 ・ 否

道路運送車両法施行規則(一部抜粋)

(自動車特定整備事業者の遵守事項)

第 62 条の 2 の 2 法第 91 条の 3 の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (5) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第 57 条の 2 第 1 項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。
- (6) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。
- (7) 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからウまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第 91 条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む。)。ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という。)は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）

一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）

一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場

一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

2 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあった日から 15 日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届けなければならない。

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
- (2) 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
- (3) 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

3 前項の届出書には、同項第 3 号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第 1 項第 7 号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第 3 号の者が第 1 項第 7 号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

※ 下線部分は、令和 2 年 2 月 6 日付け、国土交通省令第 6 号による改正部分であり、令和 2 年 4 月 1 日施行

2. 審査事務規程の一部改正について

令和 4 年 10 月 28 日

独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 46 次改正）

1. 改正概要

（１）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする、乗車定員 10 人以上の乗用自動車及び車両総重量 3.5t を超える貨物自動車には、協定規則で定めるラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないものとして、対象となる自動車及び審査方法を規定します。[6-25、7-25、8-25]
 - 乗車定員 10 人未満の乗用車の前面ガラス等に投影される、運転者の認知を支援するための視界アシスタント（FVA：Field of Vision Assistant）情報について、審査方法を規定します。[6-41、7-41、8-41]
 - ガソリンを燃料とする直接噴射式の原因機を有する車両総重量 3.5t 以下の自動車及び軽油を燃料とする車両総重量 3.5t 以下の自動車は、粒子数（PN：Particle Number）の規制値に適合する必要があることを規定します。[7-58]
 - 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車に搭載される事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、作動状態を記録する装置の審査方法を規定します。[6-110 の 2]
- ② 貨物自動車の用途の判定について、「自動車の用途等の区分について（昭和 35 年 9 月 6 日付け自車第 452 号）」に係る審査方法を明確化します。[4-17]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 4 年 6 月 22 日国土交通省令第 52 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 4 年

6 月 22 日国土交通省告示第 713 号、令和 4 年 10 月 7 日国土交通省告示第 1040 号)

- ・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和 4 年 8 月 31 日国土交通省告示第 938 号）

3. 施行日

令和 4 年 10 月 28 日

審査事務規程の一部改正について（第 47 次改正）

1. 改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 自動車検査証の電子化に伴う取扱いの明確化

継続検査等で紙の車検証の受取のために必要となっている運輸支局等への来訪を不要とし、ＯＳＳで申請手続を完結することを可能とするため、自動車検査証が電子化されることとなりました。

令和 5 年 1 月に予定されている自動車検査証電子化の開始に向けて、当機構における審査時の取扱いを明確化します。

② 自動車検査手続きのキャッシュレス化に伴う取扱いの明確化

検査登録手数料及び自動車重量税のクレジットカード決済の実現に伴い、当機構における審査手数料の取扱いを明確化します。

③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号）

3. 施行日

令和 5 年 1 月 4 日

審査事務規程の一部改正について（第 49 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗車定員 10 人以上の乗用自動車及び貨物自動車に備えられた電動駐車制動装置に自動作動要件を追加します。[7-15、8-15]
 - 乗車定員 10 人以上の乗用自動車及び車両総重量 3.5t を超える貨物自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置について、強化された対車両の制動要件に加え新たに対歩行者の制動要件等を規定します。[7-20、8-20]
 - 【適用時期】 新型車：令和 7 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 10 年 9 月 1 日
 - 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車の歩行者の頭部保護性能に関する試験エリアに前面ガラスも含むことを規定します。[7-33]
 - 【適用時期】 新型車：令和 6 年 7 月 7 日 継続生産車：令和 8 年 7 月 7 日
 - ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車及び小型自動車又は軽油を燃料とする車両総重量 3.5t 超の自動車は、粒子数の規制値に適合する必要があることを規定します。[7-58]
 - 【適用時期】
 - （ガソリン） 新型車：令和 6 年 10 月 1 日 継続生産車：令和 8 年 10 月 1 日
 - （軽油） 新型車：令和 5 年 10 月 1 日 継続生産車：令和 8 年 10 月 1 日
 - 二輪自動車への配光可変型前照灯の備付けを可能とします。[6-67、7-67、8-67]
 - 自動運行装置の要件について、高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能の作動可能な上限速度を引き上げる等とともに、運転者が不在となる場合を想定した規定の追加を行います。[7-113]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省令第 1 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 6 月 9 日国土交通省告示第 521 号、令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号、令和 4 年

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

1. 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号） 別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

（1）細目告示に新たに採択された協定規則等に対応した TRIAS の新規追加（3 項目）

- ① TRIAS 44-R166-01 直前直左右確認装置又は直前直左右確認装置の取付試験（協定規則第 166 号）
- ② TRIAS 21-R167-01 直接視界に係る自動車の試験（協定規則第 167 号）
- ③ TRIAS 99-020(2)-01 天然ガス重量車燃料消費率試験（JH25 モード）

（2）細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（12 項目）

- ① TRIAS 09-R117-02 タイヤの車外騒音・ウェット路面上での摩擦力・転がり抵抗に係る試験（協定規則第 117 号）
- ② TRIAS 11(2)-R161-01 施錠装置試験（協定規則第 161 号）
- ③ TRIAS 11(2)-R162-01 イモビライザ試験（協定規則第 162 号）
- ④ TRIAS 12-R013-02 トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第 13 号）
- ⑤ TRIAS 15-R034(2)-02 自動車用燃料タンク試験（協定規則第 34 号（車両））
- ⑥ TRIAS 17(2)-R012-03 前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 12 号）
- ⑦ TRIAS 18-R127-02 歩行者頭部及び脚部保護試験（協定規則第 127 号）
- ⑧ TRIAS 32-J052R048-05 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験
- ⑨ TRIAS 43(5)-R163-01 盗難発生警報装置試験（協定規則第 163 号）
- ⑩ TRIAS 43(9)-R151-01 側方衝突警報装置試験（協定規則第 151 号）
- ⑪ TRIAS 44(2)-R158-01 後退時車両直後確認装置試験（協定規則第 158 号）
- ⑫ TRIAS 48-R157-02 自動車線維持システム試験（協定規則第 157 号）

（3）付表等について修正および項目の追加（36 項目）

- ① TRIAS 02-001-01 諸元測定試験
- ② TRIAS 05-001-03 最大安定傾斜角度試験
- ③ TRIAS 08-J001-02 大型貨物自動車の速度抑制装置試験
- ④ TRIAS 08-002-04 燃料消費率試験（WLTC モード）
- ⑤ TRIAS 08-J042GTR015-02 燃料消費率試験（WLTC モード）
- ⑥ TRIAS 08-J042R154-01 燃料消費率試験（協定規則第 154 号）
- ⑦ TRIAS 12-J014-02 制動液漏れ警報装置試験
- ⑧ TRIAS 12-001-02 急制動試験
- ⑨ TRIAS 12-002-02 制動能力試験
- ⑩ TRIAS 12-003-02 駐車制動装置能力試験

⑪TRIAS 12-004-02	制動用空気容量試験
⑫TRIAS 12-005-02	非常制動装置試験
⑬TRIAS 12-006-02	ブレーキ警報時制動能力試験
⑭TRIAS 17(2)-R155-01	サイバーセキュリティシステム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.3.（7.3.1.を除く。）に限る。））
⑮TRIAS 17(2)-R156-01	プログラム等改変システム試験（協定規則第 156 号（同規則の規則 7.2.に限る。））
⑯TRIAS 30-J038-02	近接排気騒音試験
⑰TRIAS 30-J039-02	定常走行騒音試験
⑱TRIAS 30-J040-02	加速走行騒音試験
⑲TRIAS 31-J041(1)-02	重量車排出ガス試験（JE05 モード）
⑳TRIAS 31-J042(4)-03	軽・中量車排出ガス試験（WLTC モード）
㉑TRIAS 31-J042GTR015-02	軽・中量車排出ガス試験（WLTC モード）
㉒TRIAS 31-J042R154-02	軽・中量車排出ガス試験（協定規則第 154 号）
㉓TRIAS 31-J048R154-01	車載式故障診断装置試験（協定規則第 154 号）
㉔TRIAS 31-J049R154-01	燃料蒸発ガス試験（協定規則第 154 号）
㉕TRIAS 31-J119-02	路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験
㉖TRIAS 39-001-01	制動灯及び補助制動灯の点灯要件にかかる補助制動装置減速能力試験
㉗TRIAS 41-R148-02	信号灯火試験（協定規則第 148 号（方向指示器））
㉘TRIAS 43-J074R028-02	警音器の警報音発生装置試験
㉙TRIAS 43-J075R028-02	警音器の音圧試験
㊳TRIAS 43(8)-R144-01	事故自動緊急通報装置試験（協定規則第 144 号）
㊴TRIAS 43(10)-R165(2)-01	車両後退通報装置試験（協定規則第 165 号）
㊵TRIAS 44-J081-03	直前直左確認鏡試験
㊶TRIAS 46(2)-R160-02	事故情報計測・記録装置試験（協定規則第 160 号）
㊷TRIAS 99-002-02	最高速度試験
㊸TRIAS 99-020(2)-01	燃料消費率試験（天然ガス重量車）

2. その他、項ずれによる修正等所要の改正を行う。

2. 関連する法令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 6 月 5 日国土交通省告示第 572 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号）

3. 施行日

施行日 令和 5 年 6 月 5 日

3. 不正改造車を排除する運動

《発表記者会：青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、宮城県政記者会、秋田県政記者会、山形県政記者会、福島県政記者クラブ》

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和 5 年 5 月 30 日

国土交通省東北運輸局

「不正改造車を排除する運動」の強化月間（6月）が始まります

～車の不正改造は事故や環境悪化を引き起こす犯罪です～

東北運輸局では、6月を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、その他自動車関係団体と連携し、不正改造車の排除に向けた取り組みを強化します。

騒音等の環境悪化・道路交通の秩序を乱す要因となる違法マフラーの使用や、保安基準に不適合となる部品の取付けや取外し等の不正改造を行う自動車ユーザー・事業者が見受けられます。このような不正改造の排除に向け、強化月間中に次の取り組みを強化します。

[不改運動ポスター]

1. 自動車ユーザー等への啓発活動

- ・マスメディア、ポスター及びチラシ（別紙）等により広報を実施。

2. 街頭検査の実施

- ・違法マフラー装着、車体外にはみ出すタイヤの装着など悪質な不正改造車を公道から排除するため、警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を実施し、違反車両に対して整備命令を発令。

3. 違法マフラー等不正改造車排除のための情報収集

- ・管内の各運輸支局の「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」において情報収集を実施。
- ・寄せられた情報をもとに、不正改造車ユーザーに対して、警告ハガキを送付し、不正改造の改修及びその結果の報告を求めます。



[違法マフラーの例]



各運輸支局の「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」

青森運輸支局 017-739-1501
(ダイヤルイン「2」)

宮城運輸支局 022-235-2517
(ダイヤルイン「2」)

山形運輸支局 023-686-4711
(ダイヤルイン「2」)

岩手運輸支局 019-638-2154
(ダイヤルイン「2」)

秋田運輸支局 018-863-5811
(ダイヤルイン「2」)

福島運輸支局 024-546-0345
(ダイヤルイン「2」)



【問い合わせ先】

東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課 杉本、阿部
TEL 022-791-7534

① 基準不適合マフラーの装着／消音器の取り外し



2 灯火類の色の変更

クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け

制動灯、方向指示器等はそれぞれ燈光の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。



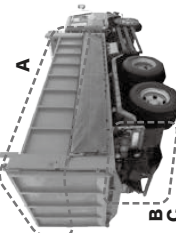
※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

4 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付

(貼付状態で可視光線透過率70%未満)



⑥ A.荷台さし枠の取り付け・燃料
タンクの増設
B.突入防止装置の切断・取り外し
C.大型後部反射器の取り外し



⑦ 速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取り外し



不正改造車を見かけたら

- 車両のナンバー
- 不正改造の内容

をこちらまで



不正改造車
迷惑黑煙車
通報連絡先

不正改造車を
排除する運動
ホームページ



不正改造車の使用者

6. 铝塑板

不正改造を
実施した者
6ヵ月以下の懲役
又は30万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

[illegible]

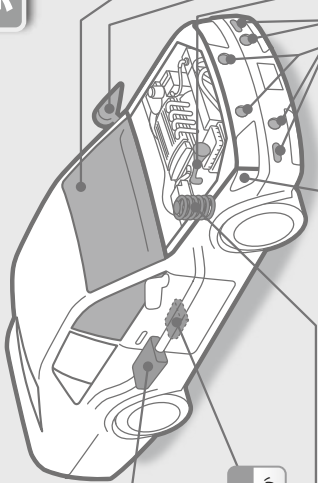
www.tenken-seibi.com

不正改造チェック項目

乗用車

乗用車・貨物車共通

貨物車



消音器
○内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置
○触媒等が取り外されていないか

サスペンション
○切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないか

車幅灯
○白色であるか（方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。）
※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、黄色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。

番号灯
○白色であるか

後退灯
○白色であるか

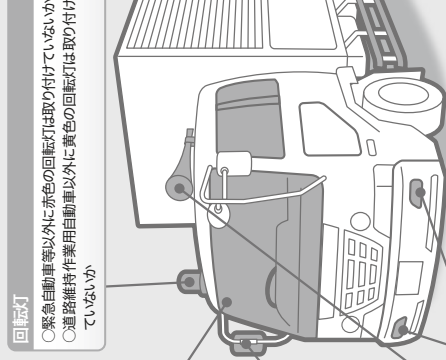
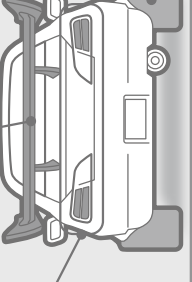
尾灯
○赤色であるか

制動灯
○赤色であるか

方向指示器
○橙色で点滅回数が毎分60回以上、120回以下であるか

後部反射器
○赤色であるか

ウイング
○側方への翼形状を有していないか
○確実に取り付けられているか
○鋭い突起がないか
○その付近の最外側、最後端とならないか 等



シートのリクライニング
○運転席にシートベルトが装着されていない場合に警告する装置（シートベルトリマインダー）の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス
○指定以外のステッカー・貼付をしていないか
○前面ガラス等に裝飾板を装着した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼付付けた状態で、可視光線透過率が70%未満のものは不可

バックミラー
○鋭利な突起がないか
○走行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であるか

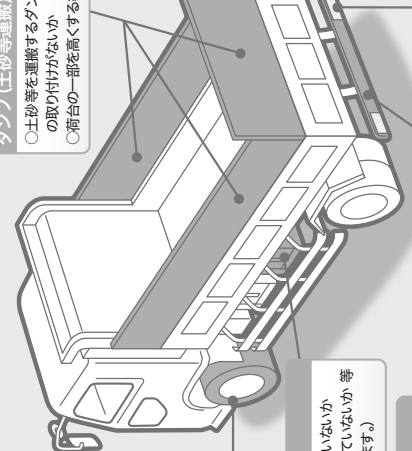
警告器
○音量や音色が常に一定であるか

前部霧灯
○白色又は淡黄色であるか ○同時に3個以上点灯しないか

その他の灯火（デイライト）
○赤でないか ○点滅しないか
○光度300cd以下であるか

タイヤ
○回転部分が車体からはみだしていないか

直前直左確認鏡
○運転者席から隣車物を確認できる鏡等を備えているか



ダンプ（土砂等運搬）
○土砂等を運搬するダンプ車の場合、さし枠の取り付けがないか
○荷台の一部を高くする等の改造がないか

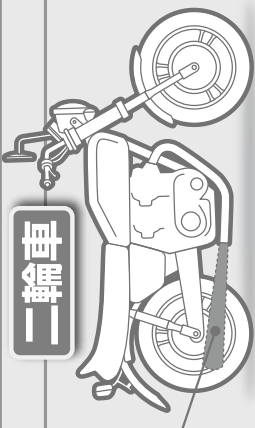
巻き込み防止装置
○普通貨物自動車の場合、巻き込み防止装置を備えているか

大型後部反射器
○貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか

突入防止装置
○自動車の後面に突入防止装置を備えているか

二次架装
○新規検査受検後に燃料タンクを増設していないか
○容量が欠損に真なる燃料タンクへ変更していないか 等（構造等変更検査の手続きが必要です。）

速度抑制装置（スピードリミッター）
○走行速度が90km/hを超えないよう燃料の供給を調整し、かつ、速度制御を円滑に行えるか
○速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されているか



消音器
○内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置
○触媒等が取り外されていないか

不正改造は犯罪です！

バイクも クルマも 交換用マフラーは
基準適合品を!

「犯罪」って知ってる!?

ネットで購入する際は
要注意です。



ダメ!ダメ! 違法マフラー



詳しくはQRコードを!

不正改造車の
使用者

整備命令の発令
▶整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を
実施した者

6ヶ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金

マフラー（消音器）に対する騒音対策

適用時期 平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

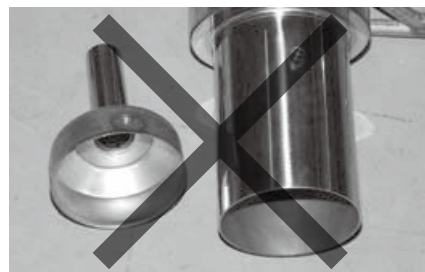
※車検がない原動機付自転車（～125cc）、軽二輪自動車（125～250cc）にもこの基準は適用されます。

1 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止

不適合例

■ マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの。

（例）マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



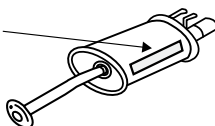
2 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

基準に適合するものの例

① 次のいずれかの表示があるマフラー

（イ）自動車製作者表示（純正マフラー）

（例）自動車メーカー商号、商標等



（ロ）装置型式指定品表示（自マーク）

（例）



（ハ）性能等確認済表示（確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示）

（例）

確認機関の略称	ABC-21100908P
原動機型式	EG1 EG2 90dB
近接排気騒音値	識別番号

確認機関の略称のサンプル例



（性能等確認済表示の例）

（ニ）協定規則適合品表示（Eマーク）

（例）



（ホ）欧州連合指令（EU指令）適合品表示（eマーク）

（例）



（数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車の場合を除きます。）

② 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

（イ）加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等

■ 公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

（ロ）加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等

■ 外国の法令に基づく書面又は表示で確認できます。例えば、以下のものがあります。

（ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。）

● COC ペーパー（EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書）

● WVTa ラベル又はプレート（EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの）

注意！

平成28年10月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考：不正改造に関する罰則

不正改造車の使用者

整備命令の発令
▶ 整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を実施した者

6ヶ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金

4. 自動車点検整備推進運動の強化月間

《発表記者会：青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、宮城県政記者会、
秋田県政記者会、山形県政記者会、福島県政記者クラブ》

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年9月1日

国土交通省東北運輸局

あなたと社会の未来が変わる！

～安全確保と環境保全はクルマの点検・整備から～

自動車は、使用期間や走行距離に応じて故障・劣化が生じることから、安全にご使用いただくためには、自動車の使用者が責任を持って、適切に点検・整備を行うことが必要です。このため、東北運輸局では、関係団体等と協力し、9月・10月の2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動」強化月間として、点検・整備の必要性や重要性を啓発していきます。

点検・整備の必要性の啓発活動

自動車の使用者には、自動車の不具合による事故防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられています。しかし、使用者に十分理解されているとは言えず、定期点検の実施状況は、乗用車で6割程度に留まっています。

東北運輸局では自動車の点検・整備の必要性を自動車の使用者に伝えるため、自動車点検フェスティバル等の自動車整備関連イベント※1を開催します。

(※1 別紙：東北運輸局管内におけるイベント実施計画)



点検整備推進運動ポスター

街頭点検の実施

東北管内では大型自動車等の車輪脱落事故が増加傾向であることから、冬用タイヤへの交換が始まる時期を前にして大型車両のホイール・ナットの取付状況を確認する「街頭点検」を実施し、ドライバー等へ対して、車輪脱落事故防止の点検・整備を呼びかけます。



ホイールナットの点検風景



自動車の点検・整備のことが
詳しくわかります
www.tenken-seibi.com/



クルマの愛情点検チェックガイド
www.tenken-seibi.com/m/s/index.html



【問い合わせ先】

東北運輸局自動車技術安全部
整備・保安課 杉本、阿部

TEL 022-791-7534

東北運輸局管内におけるイベント実施計画

県別	月 日 時 間	実 施 場 所	イ ベ ント 名	イ ベ ント の 主 な 予 定
青森	9月3日(日) 10:00～14:30	青森運輸支局構内 所在地：青森県青森市浜田豊田139-13	「自動車点検ふれあい フェスティバル2023」	・マイカー点検教室 ・マイカー無料点検サービス ・こども整備士体験 ・クルマ相談コーナー ・白バイ隊員との記念撮影 ・J A F子ども免許証 ・タイヤ交換レース
岩手	9月16日(土) ～ 9月17日(日) 9:30～16:00	岩手産業文化センター アビオ 所在地：岩手県滝沢市砂込389-20	「自動車整備フェスタ2023」 ※岩手放送主催への出展	・マイカー点検教室 ・マイカー相談 ・衝突試験車両の映像上映 ・運転適性診断体験 ・子供免許証、キーホルダー作成等
宮城	9月23日(土) 10:00～14:30	勾当台公園市民広場 所在地：宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7	「宮城バスまつり」 ※宮城県バス協会主催への出展	・アンケート調査 ・チラシ配布 ・ポスター掲示 ・マイカー相談等
秋田	9月2日(土) 10:30～14:30	道の駅「うご」～端縫いの郷～ 所在地：秋田県雄勝郡羽後町西馬音内中野200	「マイカー点検フェア」 ※秋田県自動車整備振興会主催	・マイカー点検教室 ・無料日常点検 ・マイカー相談所 ・自動車構造・装置のカット模型展示 ・トルクレンチ体験
	10月28日(土) ～ 10月29日(日)	秋田ふるさと村 所在地：秋田県横手市赤坂字富ヶ沢62-46	「あきたNEXTモーターフェス2023」 ※あきたNEXTモーターショー 実行委員会主催	・マイカー点検教室 ・マイカー相談所 ・自動車構造・装置のカット模型展示
山形	10月14日(土) ～ 10月15日(日)	山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング 所在地：山形県山形市平久保100番地	(予定) 「マイカー点検フェスティバル2023」 ※「やまがた環境展」への出展	(予定) ・マイカー相談 ・マイカー無料点検 ・劣化部品展示 ・スタンブラリー ・ペーパークラフト作成 ・こども免許証発行等
福島	9月30日(土) ～ 10月1日(日) 10:00～16:00	ビッグバレット郡山 所在地：福島県郡山市南2丁目52	「くるまの点検フェア」 ※福島放送局主催「KFBまつり」への出展	・子供免許証交付 ・キッズメカニック体験 ・カットエンジン展示 ・自動車部品展示

※実施日や時間・会場等は予告なく変更となる場合があります。

自動車点検整備推進運動

あなたと社会の未来が変わる！

点検整備の 大事なコト



安全と環境保全には、点検・整備が必要です



「自動車点検整備推進運動」に関する情報や各種チラシのデザイン等はこちら

※各地域の取組については、最寄りの運輸局にお問い合わせください

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t3/t3-1/>



▶自動車の点検・整備のことが詳しくわかります
www.tenken-seibi.com



▶クルマの愛情点検チェックガイド
www.tenken-seibi.com/m/s/index.html

■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省 ■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
日本自動車輸入組合
一般社団法人 日本自動車連盟（順不同）

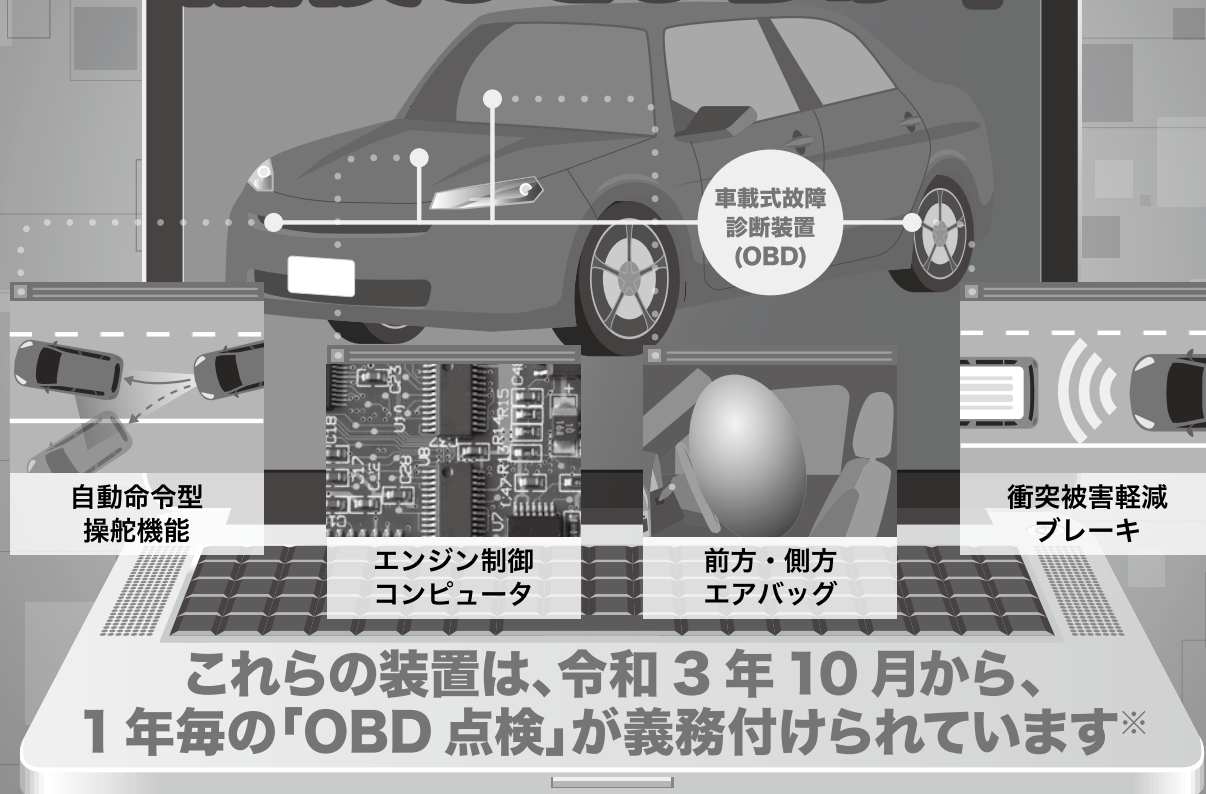
一般社団法人 全国自家用自動車協会
公益社団法人 日本バス協会
公益社団法人 全日本トラック協会
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
一般社団法人 全国レンタカー協会
一般社団法人 日本自動車タイヤ協会

全国石油商業組合連合会
一般財団法人 自動車検査登録情報協会
公益財団法人 日本自動車教育振興財団
一般社団法人 日本損害保険協会
全国共済農業協同組合連合会
全国労働者共済生活協同組合連合会

一般社団法人 日本自動車部品工業会
全日本自動車部品卸商協同組合
全国自動車部品整備商工組合連合会
一般社団法人 自動車用品小売業協会
一般社団法人 電池工業会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会

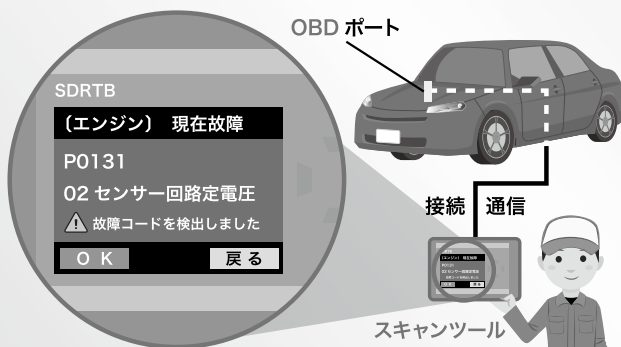
日本自動車車体整備協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車車体工業会
全国タイヤ施工協同組合連合会
全国自動車部品販売店連合会
一般社団法人 日本自動車部品協会
全国オートバイ協同組合連合会

くるまのコンピュータ 点検してありますか？



※大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車は対象外

OBD 点検の概要



「スキャンツール」を OBD ポートに接続し、「OBD」が記録している、各種装置の故障の有無や作動状況（故障コード）を読み出します。これにより、装置が正常に作動しているかを確認することを、「OBD 点検」と呼んでいます。

「車載式故障診断装置(OBD)」とは…

車両に搭載されたコンピュータにより制御される各種装置の状態を監視するとともに、故障の有無を自己診断し記録する装置。

「スキャンツール」とは…

OBD に記録される各種装置の故障の有無・作動状況を読み出し、安全に走行できる状態であるかを確認する機器。



エンジンやABS※等、従来から搭載されている装置も、ほとんどが電子的に制御・管理されるようになっていますが、装置の不具合により下記のような事故が起きています

※ABS(アンチロックブレーキシステム)は、急ブレーキの際にタイヤが完全に止まり滑って制御が効かない状態(ロック状態)になるのを防ぐため、ブレーキにかかる油圧(効き具合に直結)をコンピュータで制御するシステムのこと

事故の概要

走行中急ブレーキをかけたところ、一度はABSが作動したがすぐに機能が停止し、十分に減速ができず、ハンドル操作も効きづらくなったため、側壁及び道路標識に衝突した



調査の結果

スキャンツールをつないだところ、ブレーキオイルの油圧低下の故障コードが検出された。油圧低下によりABSが作動を停止してタイヤがロック状態となり、ブレーキ性能を十分に発揮できなかったことで事故につながったと推定される

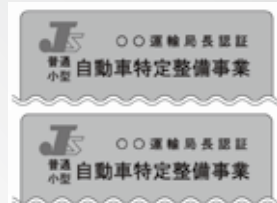


このような不具合は、OBD点検により事前に検知し、整備することが可能です。地方運輸局の認証を受けた整備工場でスキャンツールを使用した

OBD点検を受けましょう!

※診断の対象となる識別表示を目視により点検する方法でも可能

認証を受けていることを示す看板



ご不明点があれば、最寄りの運輸支局へお問い合わせください。



国土交通省

協力：自動車点検整備推進協議会

〇OBD点検のことが詳しくわかります。



大型自動車（事業用・自家用）に乗られる皆さんへ

重大事故を防ぐため、適切な点検整備の実施を！

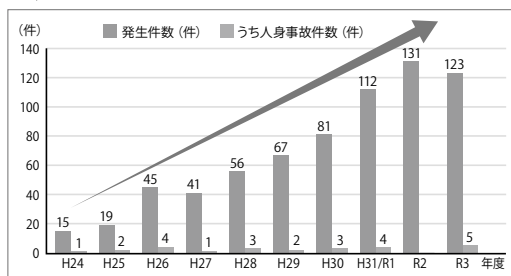
大型自動車は、事故が起こると重大な被害につながりかねません。

日頃の点検整備を徹底し、安全な車社会の形成に、ご協力をお願いいたします。



大型自動車の車輪脱落事故

！ 事故件数は、近年増加



！ 歩行者にぶつかれば 大事故になりかねません



車輪脱落事故啓発動画より（R2. 国交省作成）



車輪脱落のことが
詳しくわかります



動画 URL

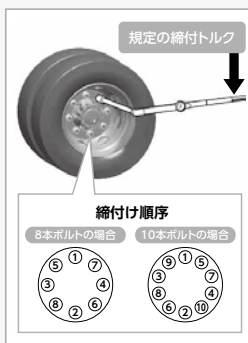
以下に特にご留意を！

※ISO規格の例のみ示しています

日常点検時

● 増し締め

きちんと締め付けを行っても、走行すると必ず緩みが発生します（初期なじみといいます）。50～100キロほど走行したら、規定トルクで増し締めを。

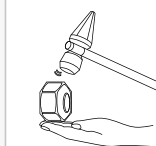


● ゆるみの確認

いずれかの方法で、緩みがないか日常的に確認しましょう。

打音点検

○点検ハンマ



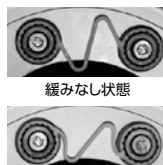
ナットが締る方向に叩く

目視点検

○マーキング



○ホイールナットマーカー

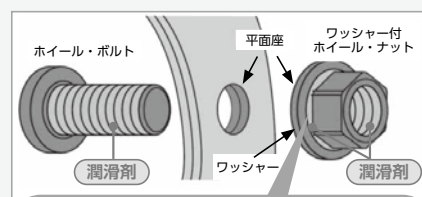


左右のホイール・ナットが緩んだ状態

車輪脱着時

● 清掃・潤滑剤の塗布

十分な締め付け力を得るため、各部を清掃後、赤色の箇所潤滑剤（エンジンオイル等）を薄くぬってください。



ナットとワッシャーの間（摺動部）に、潤滑剤を忘れず塗ってください！

清掃し、潤滑剤を塗布してもスムーズに回転しない場合は、ナットを交換してください。



劣化がひどいものは交換を！

車両火災 事故



事故はバス・トラックともに発生していますが、特にバスでは、乗客を巻き込む重大事故につながりかねません
下記のような前兆が見られたら速やかに停車し、異常の有無を確認してください

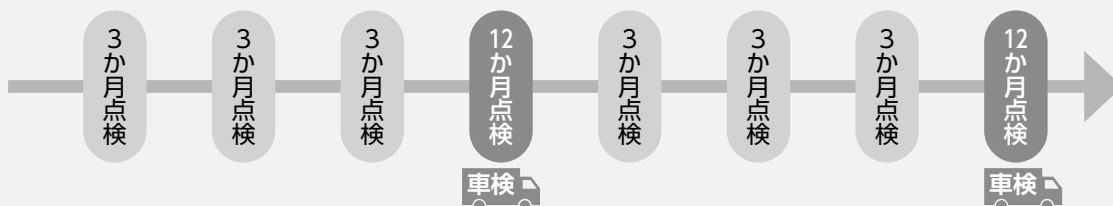
車両火災のことが詳しくわかります

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-3/>



異常箇所	症 状
加速	普段より加速しづらい・減速しやすい
ブレーキの効き	普段より効きづらい
振動	ハンドルが異常に振動したり、ハンドルを取られたりする
音、臭い	聞き慣れない音がする ゴムや樹脂が焼けたような臭いがする
煙	白煙や黒煙が発生している
電気機器	異常な作動を起こしたり、ヒューズが切れたりする
警告灯	警告灯が点灯する、警報ブザーが鳴る

大型自動車の点検整備・車検と事業用自動車の行政処分



行政処分基準（令和2年3月時点）

① 日常点検の未実施

<初違反>：警告 ～ 5日 × 違反台数
<再違反>：3日 ～ 10日 × 違反台数

② 定期点検整備の未実施

<初違反>：警告 ～ 10日 × 違反台数
<再違反>：5日 ～ 20日 × 違反台数

■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省

■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本自動車連盟 一般社団法人 全国自家用自動車協会 公益社団法人 日本バス協会
公益社団法人 全日本トラック協会 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 一般社団法人 全国レンタカー協会 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会
一般社団法人 自動車検査登録情報協会 公益財団法人 日本自動車教育振興財団 一般社団法人 日本損害保険協会 全国共済農業協同組合連合会 全国労働者共済生活協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車部品工業会 全日本自動車部品卸商協同組合 全国自動車電装品整備商工組合連合会 一般社団法人 自動車用品小売業協会 一般社団法人 電池工業会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会 日本自動車車体整備協同組合連合会 一般社団法人 日本自動車車体工業会 全国タイヤ商工協同組合連合会 全国自動車部品販売店連合会
一般社団法人 日本自動車部品協会 全国オートバイ協同組合連合会（順不同）



●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。

点検・整備

検索

www.tenken-seibi.com

5. 地区別認証・指定工場数（令和5年3月末）

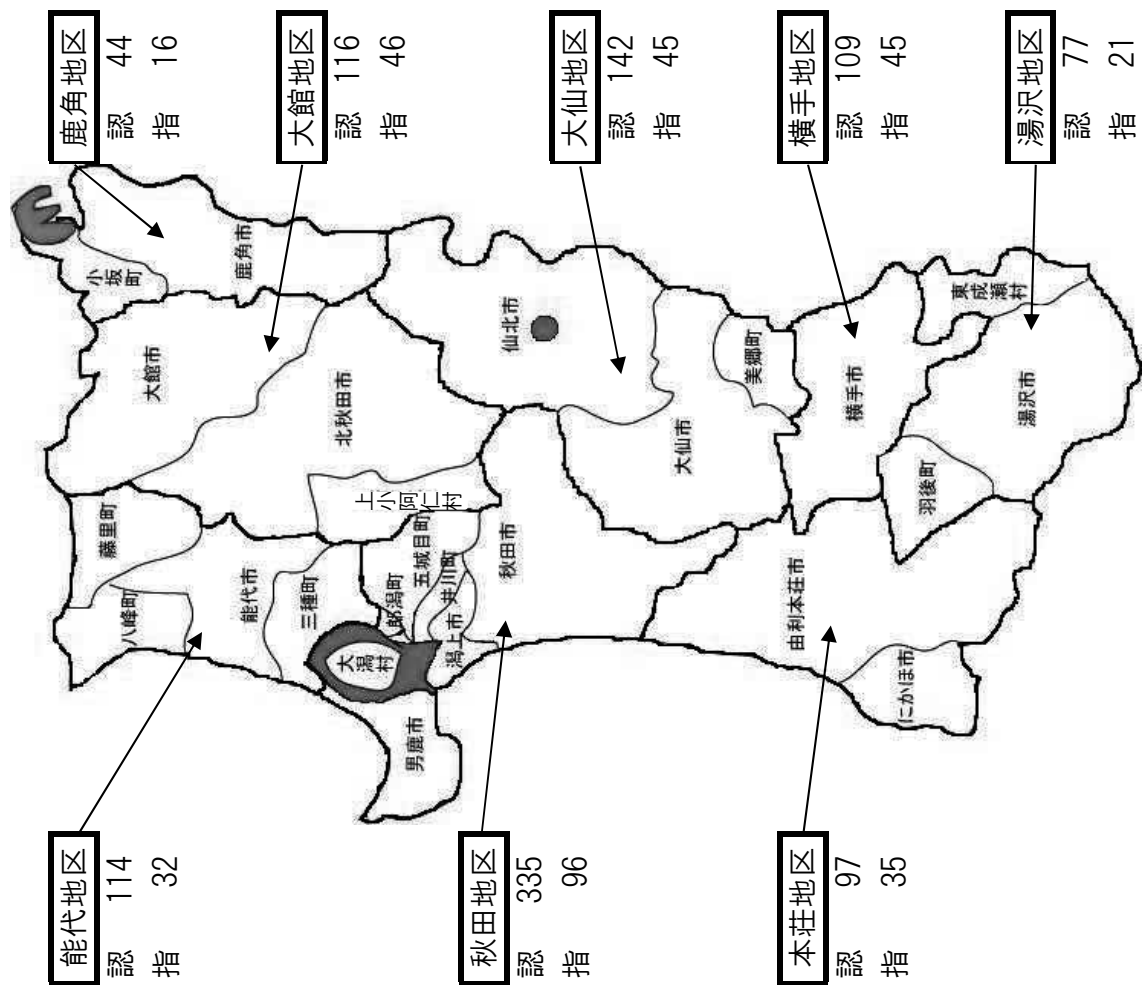
自動車の整備工場関係

(1) 地区別認証工場数、指定工場数

令和5年3月末現在

地区別	認証工場数	指定工場数
鹿角		
鹿角市	39	15
鹿角郡	5	1
大館		
大館市	87	34
北秋田市	27	12
上小阿仁村	2	0
能代		
能代市	80	30
山本郡	34	2
秋田		
秋田市	273	79
南秋田郡	15	6
潟上市	25	4
男鹿市	22	7
本荘		
由利本荘市	80	29
にかほ市	17	6
大仙		
大仙市	103	31
仙北市	25	12
美郷町	14	2
横手		
横手市	109	45
湯沢		
湯沢市	63	19
雄勝郡	14	2
計	1,034	336

※指定工場数は認証工場の内数を示す。



6. 最近の整備事業者の行政処分の概況（参考資料）

最近の整備事業者の行政処分の概況

処分年月	処分内容	違反概要
令和4年4月	認証停止10日	端緒：「特定整備記録簿に分解整備を実施した旨を虚偽記載した」との自己申告 ・定期点検整備の納車時間を間に合わせるために、ブレーキ・ドラムの分解整備を実施しないまま、特定整備記録簿に分解整備を実施した旨を記載し、料金を請求していた。 ・なお、他県と同系列店舗でも、同時期に同様の事案が発生しており処分されている。
令和4年4月	指定停止70日	端緒：「事業場管理責任者の手続きを経ずに保安基準適合証を交付していた」との自己申告 ・事業場管理責任者の把握していない車両（2台）が、社内手続きを経ないまま適合証が交付されていた。 ・監査の結果、事業場管理責任者が適合証交付を確認する体制となっていなかった。 ・自動車検査員が点検・整備・検査を一人で実施していた。 ・一部の点検や検査を実施していないにも関わらず、指定整備記録簿に実施した旨を虚偽記載していた。 ・同一性が相違する車両及び、保安基準不適合の車両に適合証を交付していた。記録簿の誤記・漏れ多数。
令和4年4月	指定停止15日	端緒：運送事業者が提出した事故報告書（運行中に後輪2軸目の左外側タイヤが脱落した事故） ・タイヤ脱落の原因が、直近に実施した車検整備の可能性があったことから特別監査を実施した。 ・タイヤ取付時に、2本のホイールセンターガイドをハブボルトの上下対角に設置して作業する手順だったが、上側1本のみ使用してタイヤの取付を行ったため、トルクレンチを使用して締め付けたものの2本のホイールが完全に接触せずに、すぎ間が生じていた。 ・自動車検査員は、完成検査時に打音検査及び目視検査を実施したものの異常は認められずに適合証は交付されていたものの、点検整備上又は検査上の瑕疵があったことを確認した。

令和4年4月	指定停止40日	端緒：「事業場管理責任者(検査員)が適合証の検査員氏名欄に事実と異なる氏名を記載していた」と自主申告 ・当該事業場の必要人員は15人だったが、急な退職等により11名体制で業務遂行していた。 ・事業場管理責任者は検査員を兼任していたので、日々の業務を遂行するために途中からほぼ一人で完成検査を担当していた。 ・多数の検査員が選任されているなかで、完成検査と適合証交付を自分一人で行うことは法令違反になるのではないかと思ひ込み、事業場管理責任者は出勤している他の検査員名を用いて記載していた。 ・なお、点検整備及び検査は確実に行われており、悪意を持った行為では無かった。
令和4年4月	指定停止85日 認証停止15日 検査員解任1名	端緒：計画監査で整備工場を訪問したところ、完成検査場に不正改造車があった。 ・完成検査場にある不正改造車の関係帳票類を確認したところ、既に適合証が交付されていた。 ・検査員(事業場管理責任者が兼務)は直前直左鏡が取り外されていることを知りながら適合証を交付していた。 ・検査員は前部霧灯が同時に4個点灯するように改造していた。 ・検査員は基準不適合及び同一性が不一致にもかかわらず適合証を交付していた。 ・概算見積書の未交付、特定整備記録簿の未作成、故意以外による完成検査の一部未実施を確認した。
令和4年5月	指定取消 認証取消 検査員解任3名	端緒：有効期間の切れた電子適合証の申請を却下、2日後に紙適合証による申請があり、疑義から監査実施。 ・電子適合証の有効期間が切れていた申請を却下したところ、2日後に紙面による適合証が申請されたので、検査実施状況を確認するため監査を実施した。 ・監査の結果、電子適合証の有効期間が切れた車両を再入庫せず、紙面適合証を交付していた。(複数台) ・二輪車の速度計の誤差の検査を実施しないまま、指定整備記録簿に検査結果を虚偽記載していた。 ・作業場と完成検査場に入れない大きさの車両について、点検及び検査の一部を省略、かつ検査員以外の者が検査員IDを使って電子適合証に証明していた。 ・事業者が所有する複数の車載車に禁止灯火が取り付けられ、適合証が交付されていた。

令和4年6月	指定停止80日 検査員警告1名	端緒：「すれ違い用前照灯の光軸高さが不適合のまま、保安基準適合証を交付した」との自主申告 ・すれ違い用前照灯の光軸基準を検査員が誤認していたため、誤った基準値をもとに光軸調整を行ったことで、不適合状態のまま適合証に証明を行い、交付した。
令和4年7月	指定取消 検査員解任1名	端緒：支局の計画監査。 (監査の結果) ・事業場管理責任者は、指定整備事業の技術及び管理組織について全く理解していない。 ・前照灯や排出ガスの完成検査の結果が保安基準不適合状態であるにも関わらず適合証を交付した。 ・前照灯試験機のパッテリレベル表示を光度と勘違いして数値を記載した。 ・前照灯において、すれ違い灯検査では光軸・光度ともに、走行灯検査では光度が適切に測定できていない。 ・完成検査の一部未実施状態であったにもかかわらず、保安基準適合を証明して適合証を交付した。
令和4年10月	指定停止50日 検査員警告2名	端緒：「ブレーキの左右差で保安基準不適合があった」との自己申告 ・事業場のブレーキテストを「k g」単位から「N」単位の機器へ入替を行ったが、端末機を「N」単位に切り替えることを失念し、制動力の判定を「k g」単位のまま実施、7台のブレーキの左右差で保安基準不適合があった。 ・完成検査場の検査機器の更新において、ブレーキテストが「k g」単位から「N」単位に変更されたことを認識していなかった。

7. 検査場からのお知らせ

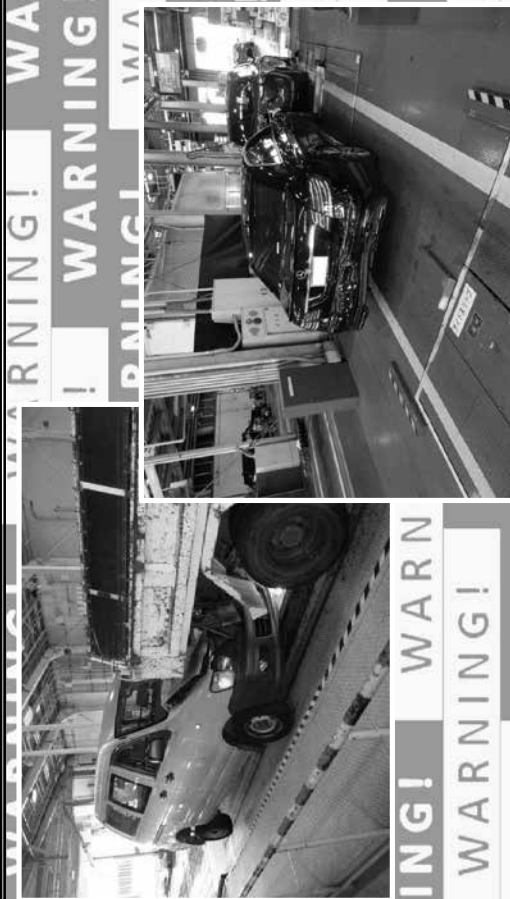
東北検査部秋田事務所

注意事項

- ・不慣れな方は、必ず職員にお申し出ください。
- ・フルタイム4WD車はマルチコースに並んで下さい。フルタイム4WD以外（切り換え有り車両含む）の車両は兼用コースに並んでください。
- ・車台番号・エンジン型式・モーター型式は、入庫した時点で打刻位置を確認し、見やすいように清掃等を行ってから受検して下さい。また、職権打刻が必要な場合は事前に整備部門にご相談ください。
- ・ハイブリッド車の整備モードへの切り替えや、トラクションコントロールを解除した状態でないと検査ができない車両があります。受検前に変更方法を確認するとともに、実際に切り替えや解除ができることを確認してから受検して下さい。
- ・灯火等の各スイッチの場所を確認してから受検してください。
- ・検査場待機コースの傾斜している部分について、安全のため停車禁止部分をもうけました。斜線部分には停車しないようよろしくお願いします。
- ・スピードメーター検査の際、40km/hで速度が落ち着いてから、パッシングやボタン等の申告を行うようお願いいたします。加速しながら申告し、「×」となることが非常に多くなっております。
- ・冬期間コース入場の際は、タイヤハウスへの着雪、ボンネットや屋根への積雪などは、必ず取り除いてから入場願います。コース上へ落ちた雪がブレーキテスト部分に着雪し、制動力が検出できない場合や、各車両のホイールベースが正確に測れず検査を開始できない等の障害が発生しております。コースを閉鎖しての復旧作業が必要になるため、他の車両の受検に多大な影響を与える恐れがあります。
- ・運転席を除くシートベルトは、装着状態にしておくようお願いします。
- ・受検の際は、荷物（交換用タイヤを含む）は積まないでください。

検査場を利用する皆様へ

追突事故が多発しています！



停車位置の調整時にブレーキペダルとアクセルペダルの踏み間違えによる追突事故が多発しております。

検査場内では
落ち着いて操作しましょう。

検査場を利用する皆様へ

ピット進入時は注意！



車両を移動させる際には、
前方の安全をしっかりと確認
下回りピットでは、開口部に注意
してください。

8. 令和4年度不当要求発生件数（プレスリリース）

プレスリリース

令和5年7月21日（金）



令和4年度の不当要求行為は76件発生

～機構職員に対する暴力行為は4件発生～

令和4年度中に全国の事務所から報告があった、機構職員に対する暴力行為、脅迫・威圧行為、強要行為等の不当要求行為についてまとめたのでお知らせいたします。

1. 全国93カ所の事務所から報告がありました不当要求行為の総件数は76件でした。前年度より、6件（8.5%）増加しております。
2. 不当要求行為を行った受検者別内訳は、受検代行業者によるものが24件（31.6%）、ユーザー本人によるものが35件（46.0%）、整備事業者によるものが17件（22.4%）となっています。
3. 不当要求行為の内容別内訳は、脅迫・威圧行為が16件（21.1%）、説明強要が34件（44.7%）、合格強要が13件（17.1%）、時間外検査強要が2件（2.6%）、車両放置が4件（5.3%）、暴力行為が4件（5.3%）、その他が3件（3.9%）となっています。
4. 機構職員に対する暴力行為は依然として無くならず、令和4年度は4件の暴力行為が発生しました。暴力行為に対しては、警察に被害届出を出すなど毅然とした対応を行っています。
5. 不当要求行為に対し警察が出動した事案は28件あり、その内訳は受検代行業者によるものが10件、ユーザー本人によるものが14件、整備工場によるものが4件で、ユーザー本人によるものが半数を占めております。
6. 今後とも引き続き、国土交通省や警察当局との連携を密にし、不当要求防止責任者を選任することや不当要求に係る緊急事態を想定した対応訓練を実施するとともに、防犯カメラやICレコーダによる防犯設備の活用により、組織全体で不当要求防止対策に取り組み、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施して参ります。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル4階

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

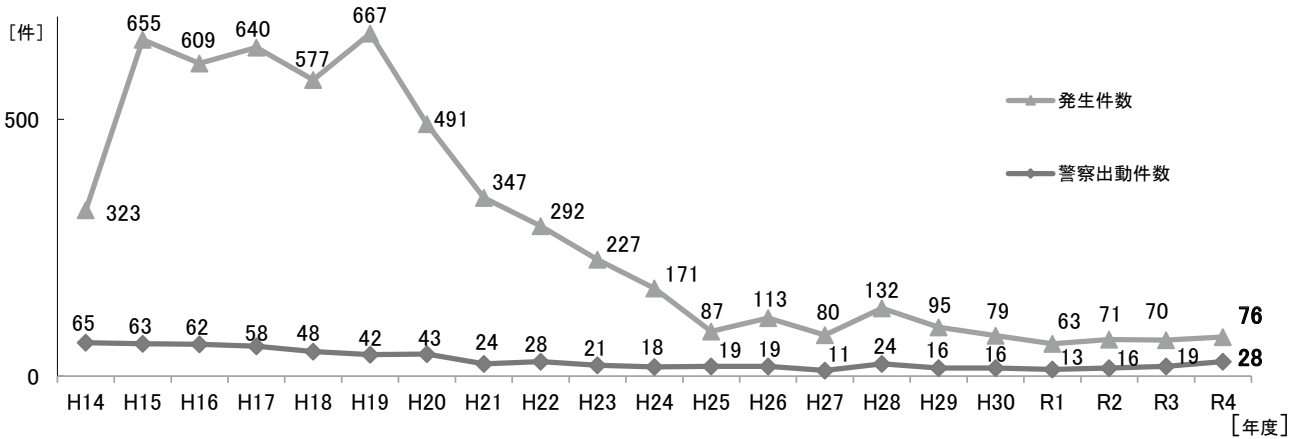
電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

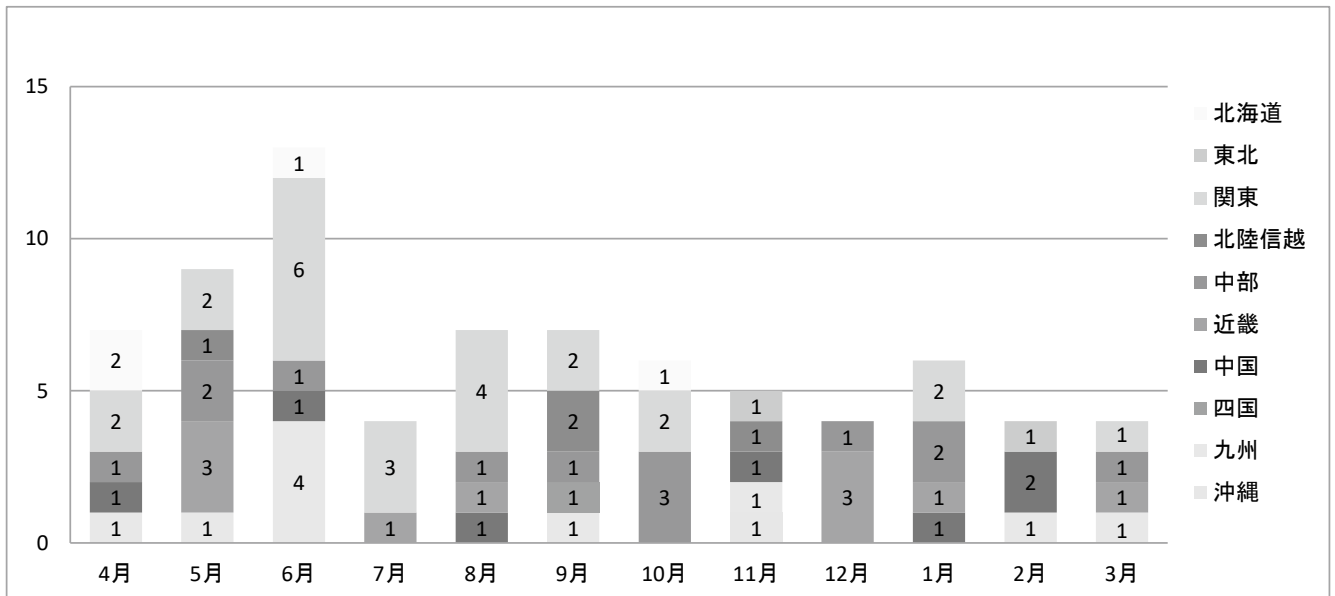
<http://www.naltec.go.jp>

自動車機構における不当要求行為の概要 平成14年度（14年7月1日から）～ 令和4年度（令和5年3月31日まで）

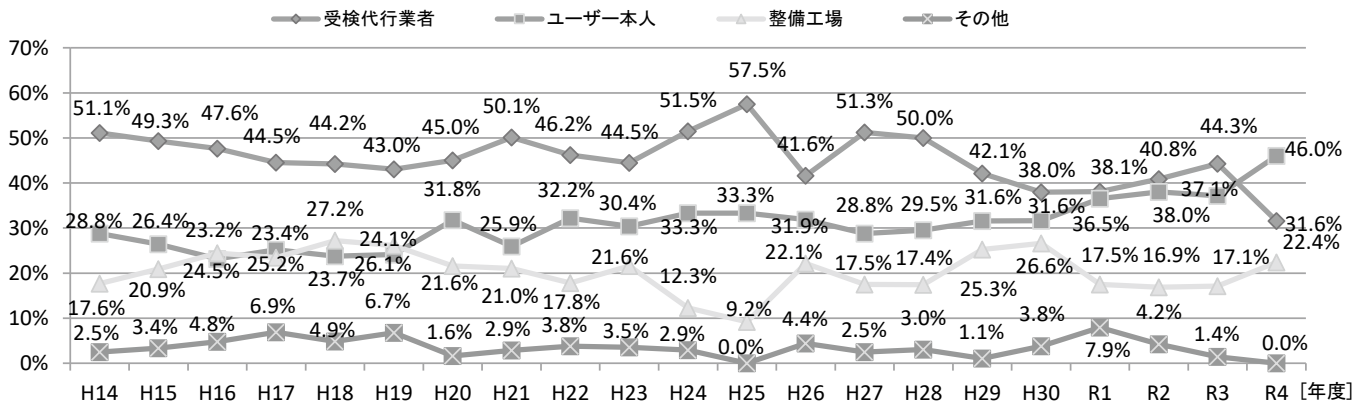
I. 不当要求行為の推移



II. 地域別の発生状況

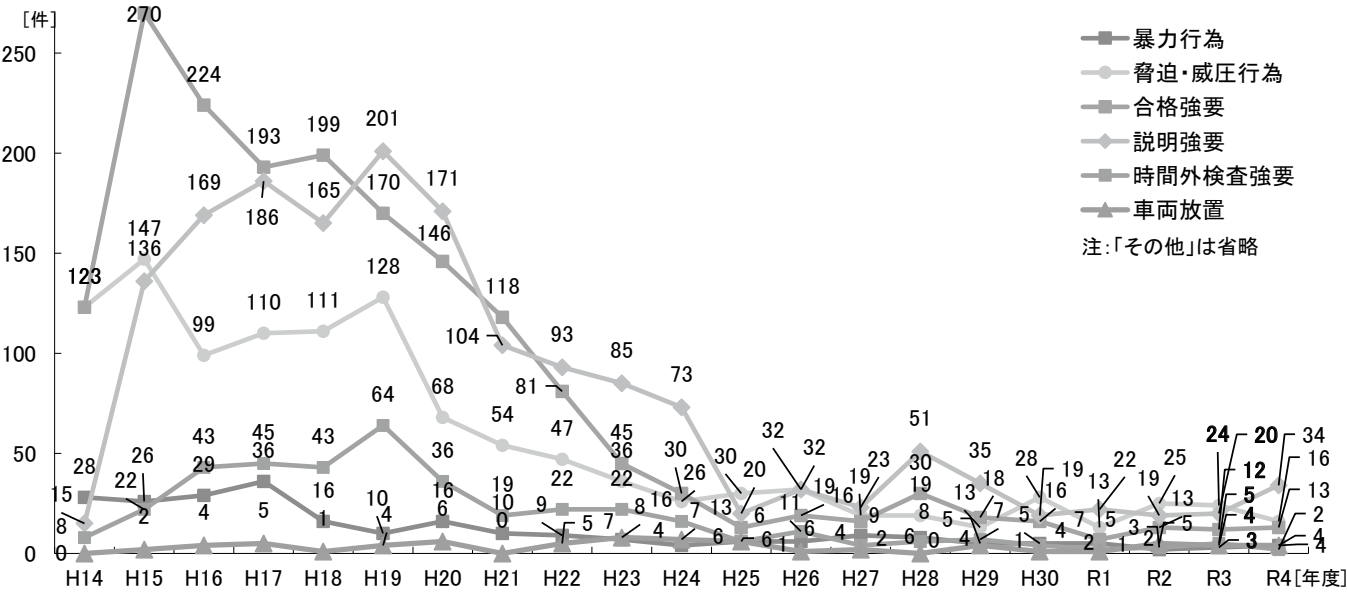


II-2. 不当要求行為の受検者別推移

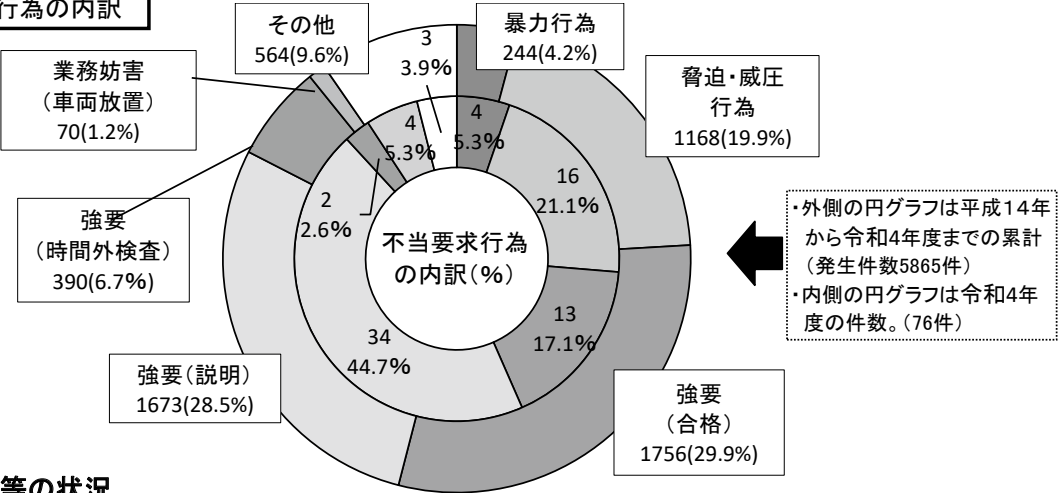


Ⅲ. 不当要求行為別の発生状況

不当要求行為内訳の推移

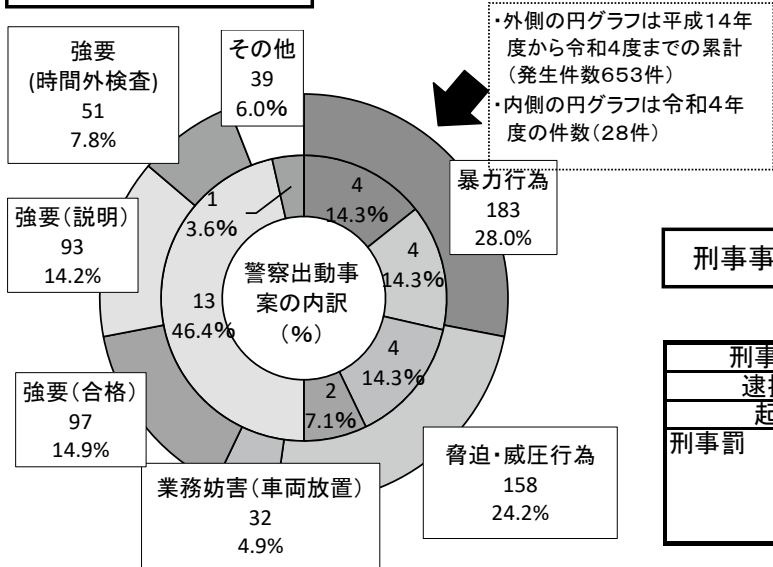


不当要求行為の内訳

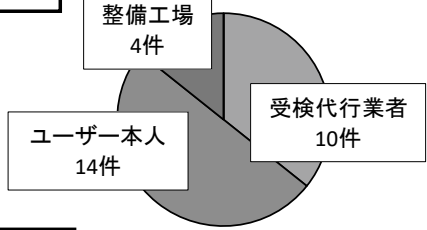


Ⅳ. 警察出動等の状況

警察出動事案の内訳



受検者



刑事事件の総数

()内は平成14年度から令和4年度までの累計で令和4年度分を含む

刑事事件	0件	(66)
逮捕者	0人	(38)
起訴	0人	(35)
刑事罰	0人	(6)
懲役	0人	(1)
禁固	0人	(28)
罰金	0人	(34)
計	0人	(34)

9.OBD 検査の概要

OBD検査の概要

独立行政法人 自動車技術総合機構

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

目次

1. OBD検査とは
2. OBD検査導入背景の紹介
3. OBD検査導入スケジュールの紹介
4. OBD検査システムの紹介
5. OBD検査の開始にあたり準備するもの
6. OBD検査対象の車両について
7. OBD検査の事前準備、業務の流れ
8. OBD検査の実施概要
9. OBD検査ポータルを紹介

1. OBD検査とは

Point

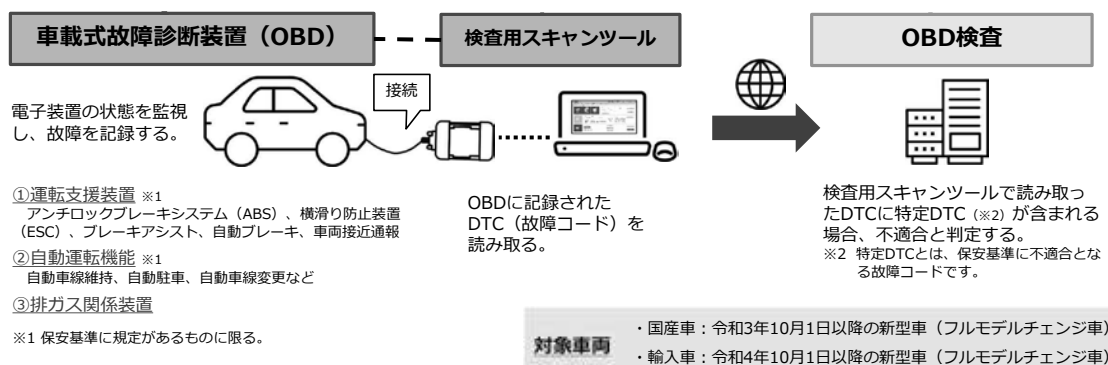
自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車です。※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

2

2. OBD検査導入背景の紹介

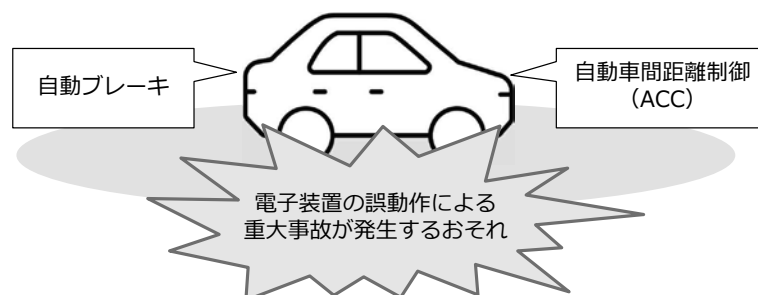
Point

電子制御装置の誤動作による事故を防ぐための機能確認としてOBD検査を導入

近年、運転支援等の技術の進化・普及が急速に進展する中、自動ブレーキや自動車間距離制御（ACC）装置が搭載された自動車が増えています。それに伴い、それらの電子装置の不具合による事故も発生しています。これら運転支援等を制御する電子装置に誤作動が発生した場合、重大事故等につながるおそれがあることから、電子装置に関する機能検査の必要性が高まっていますが、現在の自動車の検査では電子装置の機能確認には対応していません。

最近の自動車には、電子制御装置の状態を監視して、故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）が搭載されています。OBDにスキャンツールを接続することで、OBDに記録されたDTC（故障コード）を確認することができます。

この技術を活用し、DTC（故障コード）確認による合否判定を行うOBD検査を自動車の検査に導入し、運転支援等の技術に用いられる電子装置に対する機能確認を行うことになりました。OBD検査の適用開始は令和6年10月以降です。

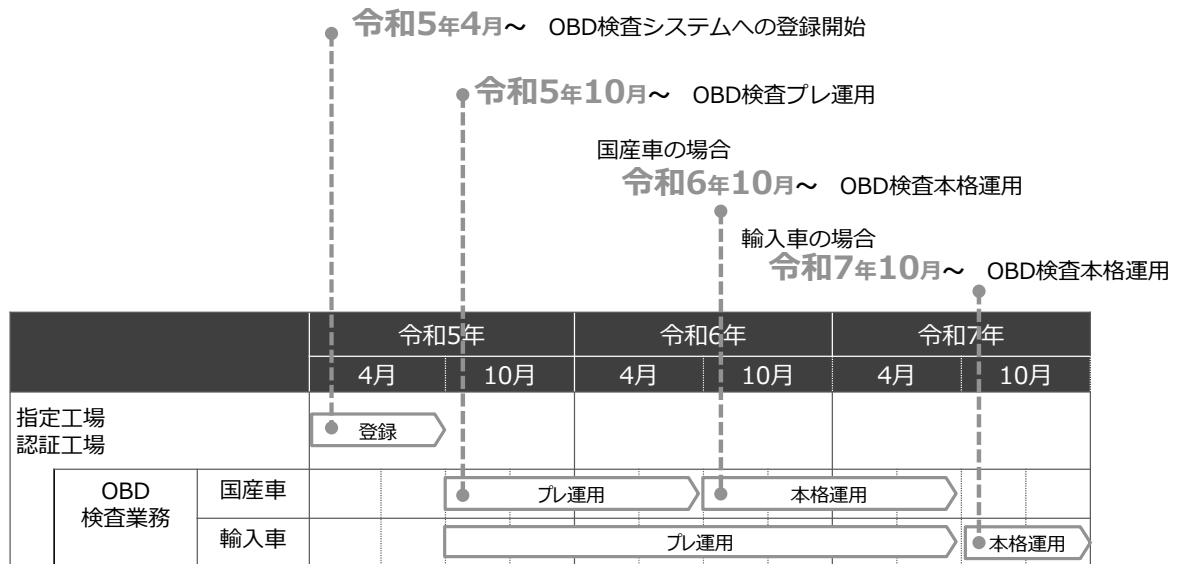


Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3

3. OBD検査導入スケジュールの紹介

OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。



※プレ運用ではOBD検査の合否判定は必須ではありませんが、本格運用に向けて、この期間に操作習熟をお願いします。
本格運用開始以降では合否判定が必須となります。

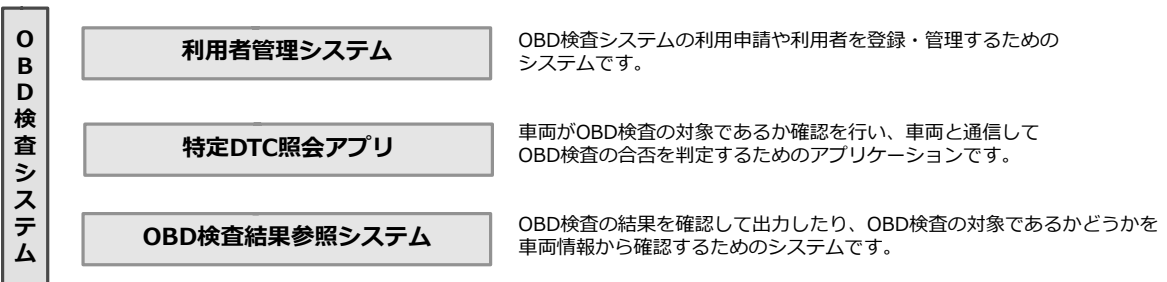
4. OBD検査システムの紹介

Point OBD検査システムは3つのシステム・アプリで構成される

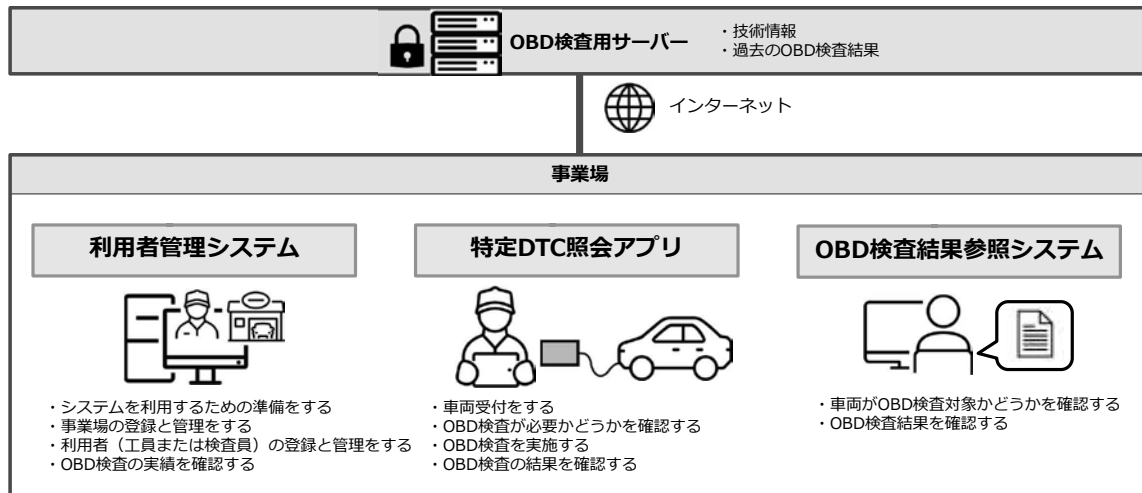
OBD検査に関連する業務として、以下があります。

- OBD検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OBD検査の実施
- OBD検査結果の確認

これらの業務は、OBD検査業務のために開発されたOBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、インターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続して利用することができます。
OBD検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。



自動車製作者等から提出された技術情報や事業場で実施した過去のOBD検査結果は、セキュリティを担保したうえでOBD検査用サーバーで管理されます。事業場からはインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し、以下のシステムとアプリを利用してOBD検査を実施します。



5. OBD検査の開始にあたり準備するもの

Point 事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

環境・機器の準備

通信環境および検査で使用するPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBD検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。

	令和5年		令和6年		令和7年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
指定工場／認証工場	登録					
OBD 検査業務	国産車	プレ運用	本格運用			
	輸入車		プレ運用		本格運用	

令和5年4月～●-----
利用者管理システム／OBD検査
結果参照システムに必要なもの

インターネット環境 PC
Windows 10以上 ※1

令和5年10月～●
特定DTC照会アプリに必要なもの

インターネット環境 検査用スキャンツール※
VCI WindowsがインストールされたPCまたはタブレット ※1

二次元コードリーダー ICタグリーダー
車検証読み取り用
手入力も可能なため、必要に応じて準備

※検査用スキャンツールは、OBD検査に対応した機器を使用する必要があります。
対象機器の詳細については、日本自動車機械工具協会のホームページを参照のうえ各自ご準備ください。

※1：1台の端末で特定DTC照会アプリ／利用者管理システム／OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

6. OBD検査対象の車両について

Point

OBD検査対象車かどうかを
車検証や電子車検証で確認

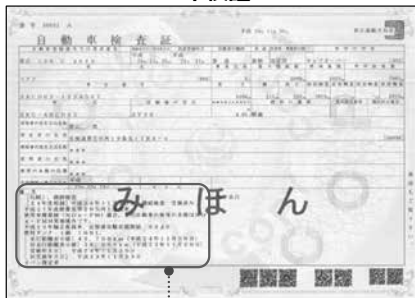
以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

※OBD検査の要否は、特定DTC照会アプリやOBD検査結果参照システムで確認することができます。

車検証

備考
OBD検査対象車

電子車検証

備考
OBD検査対象

以下の場合、OBD検査対象車であってもOBD検査不要と判定されます。

- ・ 検査日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）である
- ・ 検査日が型式指定年月日から2年を経過していない
- ・ 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

7. OBD検査の事前準備、業務の流れ

Point

OBD検査の事前準備⇒OBD検査の実施

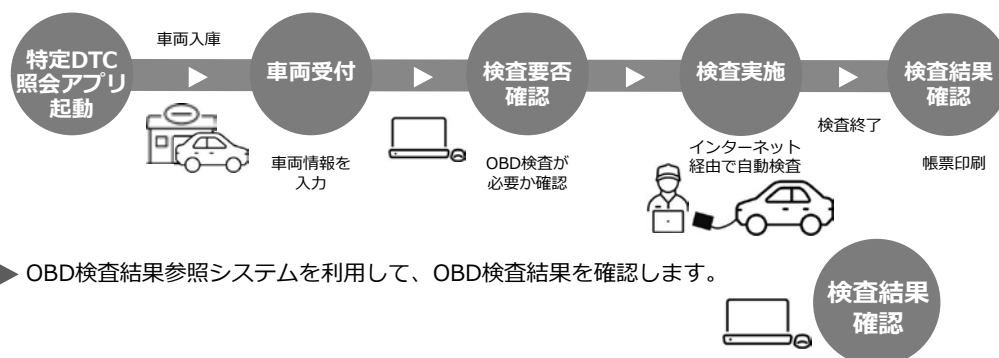
OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査の事前準備は、利用者管理システムを利用して行います。



普段の業務（OBD検査）の流れ

OBD検査は、特定DTC照会アプリを利用して行います。



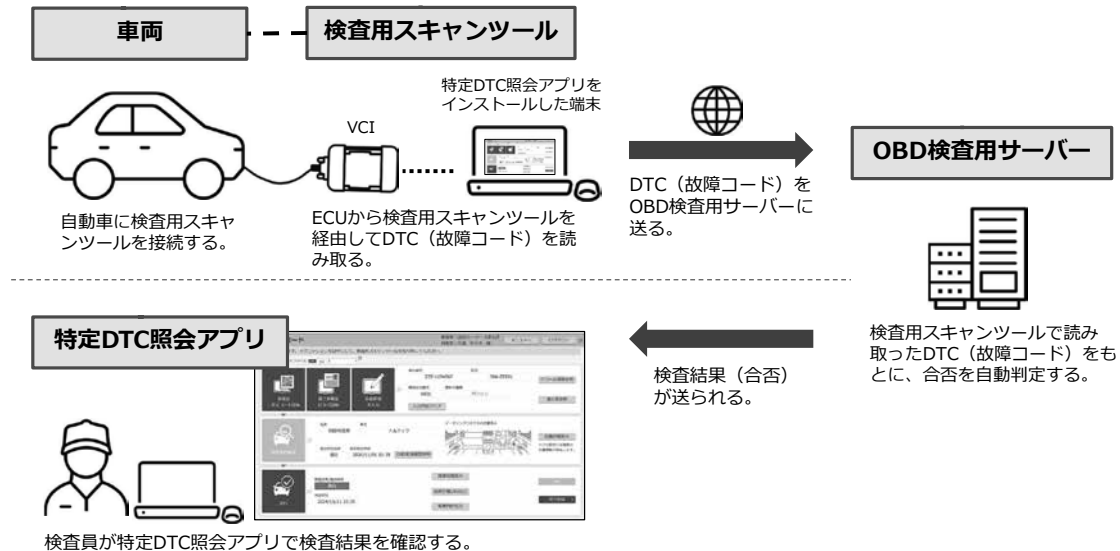
▶ OBD検査結果参照システムを利用して、OBD検査結果を確認します。

7. OBD検査の実施概要

Point

DTC（故障コード）を読み取り、
サーバーで判定した結果を確認する

OBD検査は、車両に検査用スキャンツールを接続し、特定DTC照会アプリを利用して行います。車両から読み出したDTC（故障コード）を特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバーに送り、OBD検査用サーバーが合否を自動判定します。その後、検査結果を特定DTC照会アプリで確認します。



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

10

8. ポータルの紹介

Point

OBD検査システムへのログインやOBD検査に関する情報の閲覧ができる

OBD検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBD検査ポータル」を設置しています。OBD検査ポータルでは、OBD検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

<https://www.obd.naltec.go.jp>



お問い合わせ先

本システムについてのお問い合わせ先は以下になります。

お問い合わせ先：OBD検査コールセンター

電話番号：0570-022-574

対応時間：月曜日～金曜日（祝日および12月29日から1月3日を除く）9時00分～17時00分

プレ運用へのご協力をお願い

目次

1. OBD検査のプレ運用
2. 検査コースにおけるOBD検査の流れ
3. 受検者の皆様へのお知らせとお願い

【参考】

- ・ OBD検査対象車・対象装置の詳細について
- ・ OBD検査の基準について

1. OBD検査のプレ運用

Point

令和5年10月から開始

令和6年10月から始まるOBD検査の円滑な導入のため、令和5年10月からOBD検査のプレ運用を開始します。

「本運用に向けてOBD検査の練習を重ねて慣れていただくための期間」という位置づけですので、今後の車検業務の流れがどのようになるかイメージをつかんでいただけると幸いです。

このうち、検査コースにおけるOBD検査のプレ運用について、次のページから説明します。

2. 検査コースにおけるOBD検査の流れ

Point

指定工場と同様に自動で判定

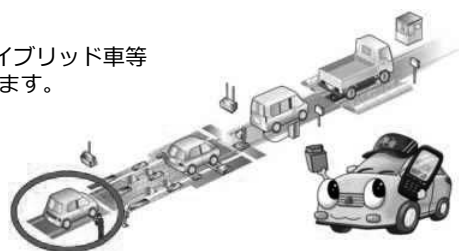
OBD検査の基準適合性審査は、検査担当者が次の手順により実施します。

- ① 検査コースの入口において自動車検査証等の二次元コードを読み取り、OBD検査が必要かどうかを、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ② OBD検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続して、車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ③ OBD検査用サーバが分析及び照会した結果の応答を待ち、基準適合性の判定結果を検査用端末で確認します。

注1：データリンクコネクタへの検査用スキャンツールの接続／取り外しは、原則として検査担当者が実施します。

注2：検査担当者の指示により、原動機の始動（電気自動車やハイブリッド車等は、READY等の走行可能状態）と、停止の操作をお願いします。

OBD検査は 検査コースの入口において実施します。



3. 受検者の皆様へのお知らせとお願い

- プレ運用期間中に受検するOBD検査対象車については、可能な限りOBD検査の実施にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。

所要時間は、自動車からの応答状況やECUの搭載数等によって異なりますが、合計1分程度を想定しています。

検査担当者による検査用スキャンツールの接続／取り外しも含め、本運用後と同じように、実際にOBD検査を実施する環境で行いますので、手順や時間がどうなるかのイメージをご理解いただけると幸いです。なお、OBD検査結果は口頭でお伝えします。

- プレ運用期間中に新規検査又は予備検査を受検する新車については、可能な限り、検査担当者によるデータリンクコネクタ位置及び構造並びに検査用スキャンツールを接続する直前までの手順の確認作業にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。

- プレ運用期間中に継続検査を受検するOBD検査対象車以外の自動車については、排出ガス関係装置に限り、OBD検査ができるようにしています。OBD検査を希望する場合には、検査担当者に申し出てください。なお、OBD検査結果は口頭でお伝えします。

※ただし、平成19年以前に製作された自動車など、一部の自動車については検査不可となる場合があります。ご了承ください。

注1：プレ運用期間中に実施するOBD検査の結果は、車検の可否には影響しません。

なお、本運用後に保安基準不適合となってしまう箇所があった場合には、適切な点検・整備の実施をお願いします。

注2：OBD検査を実施しなくても検査費用は変わりません。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

17

- OBD検査の実施にご協力いただける場合は、運転席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。

また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しにご協力ください。



データリンクコネクタ

[自動車特定整備事業者さま]

- 検査コースでの受検前に、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、当機構が開発・管理している「特定DTC照会アプリ」を経由して「OBD検査用サーバ」に照会した自動車について、きちんと通信されているかを知りたい場合には、検査担当者に申し出てください。

注：本運用開始後、自動車特定整備事業者の皆様が特定DTC照会アプリを用いてOBD確認を行い、

保安基準に不適合がないことが確認された車両については、確認後5日以内であれば、

原則として車検場でのOBD検査を省略することとなります。（ただし、一定の割合で省略不可となります。）

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

18

【参考】OBD検査対象車・対象装置の詳細について

■OBD検査対象車とは

自動車検査証等の備考欄にOBD検査の対象である旨の記載があります。

型式指定日が令和3年10月1日(輸入自動車は令和4年10月1日)以降のフルモデルチェンジ車等がOBD検査対象車となります。

ただし、型式指定自動車又は多仕様自動車以外の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車は対象外となります。

■OBD検査対象装置とは

- ①かじ取装置(UN R79の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。)
- ②走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置(ABS)
- ③走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置(ESC)
- ④走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置(EVSC)
- ⑤緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置(BAS)
- ⑥衝突被害軽減制動制御装置(AEBS)
- ⑦排出ガス発散防止装置
- ⑧電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置(AVAS)
- ⑨自動運行装置

※フルモデルチェンジ車等：ニューモデルやフルモデルチェンジがこれに含まれ、派生車や兄弟車は基本的には含まれません。

【参考】OBD検査の基準について

- OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。(ブレ運用期間中の結果は、車検の可否には影響しません。)

装置の種類	事例
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	・OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ・警告灯を点灯させるための信号(MIL信号)が出力されているもの ・1つもレディネスコード(故障診断の前提条件が成立していることを示すコード)が記録されていないもの ・当該装置に係る特定DTC(OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード)が1つ以上記録されているもの ・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの

車の安全と未来のために はじまる! OBD検査

プレ運用
令和5年10月～
OBD検査開始
令和6年10月～
※輸入車は令和7年10月～

🚗 OBD検査が必要な車は



車検証の備考欄に
「OBD検査対象」と記載があります。
※令和3年10月(輸入車は令和4年10月)以降の
ニューモデルから対象、それ以外は対象外

❓ OBD検査プレ運用とは

- ☑ OBD検査開始前の練習期間です。
- ☑ 検査の可否には影響しません。



指定工場のみなさま

OBD検査の準備が必要です。

- ⚠ 早めに準備をしてプレ運用期間にOBD検査の練習をしてください。



▶▶▶3つの準備が必要です

- 🖥 OBD検査システムへの
事業場・利用者登録をすること

- ☁ 特定DTC照会アプリを
インストールすること
システム登録、アプリインストールの方法はこちら▶

- 🔍 検査用スキャンツールを
備えること
検査用スキャンツールの情報はこちら▶



(一社)
日本自動車
機械工具協会

認証工場のみなさま

検査場で検査職員が OBD検査を実施します。

- ⚠ 持込検査時の検査場でのプレ運用にご協力をお願いします。



- 👉 義務ではありませんが
指定工場と同じ準備をすれば
次のメリットがあります。

『OBD 確認』をすることができます。

OBD 確認
をすれば・

- ☑ 受検前に判定結果を確認できます。
- ☑ 検査場でのOBD検査が
原則、省略されます。

1. 自動車検査証の電子化について

- 登録車において令和5年1月に先行して導入された自動車検査証の電子化については、令和6年1月から交付を開始します。
- 自動車検査証電子化後の自動車検査証(電子車検証)の券面には、継続検査、一部の変更記録申請等により電子車検証の券面記載事項の変更を伴わない基礎的情報を券面に記載することとなります。
- 電子車検証券面に記載がなく、ICタグのみに格納される情報にあっては、新たな電子車検証を発行することなく、ICタグ内の情報の書換えが可能となります。
 - ・ 券面記載事項に変更がある場合には、軽自動車検査協会事務所等において電子車検証の交付(発行)が必要。
 - ・ 記録等事務代行制度により委託を受けた代行者によるICタグ内の情報の書換えのみの場合は、軽自動車検査協会事務所等への出頭は不要となります。

電子車検証の券面に掲載されない事項

- 所有者の氏名・住所 ○使用者の住所、使用の本拠の位置
 - 有効期間の満了する日 ○備考欄の一部(牽引車情報など) 等
- ⇒ICタグに記録

番号 00001 自動車検査証 平成33年 1月 4日 軽自動車検査協会 04001234567

軽自動車 580 あ 1234	車種	軽自動車	登録年月日	平成33年 1月 4日	登録番号	580 あ 1234
H182W-123456	型式	DBA-H182W	車体番号	3053	重量	1100kg
三発	313	DBA-H182W	3053	0.65	440	440
氏名又は名称	軽自動車 一般	住所	東京都港区虎ノ門1丁目1番1号	使用の本拠の位置	東京都港区虎ノ門1丁目1番1号	有効期間の満了する日
氏名又は名称	使用者 一般	住所	東京都港区虎ノ門1丁目1番1号	使用の本拠の位置	東京都港区虎ノ門1丁目1番1号	有効期間の満了する日
使用の本拠の位置	東京都港区虎ノ門1丁目1番1号	有効期間の満了する日	平成33年 1月 4日	備考欄	[12345 1234]	

OC801-0001

自動車検査証電子化前 (サイズ:A4)

自動車検査証 令和 6年 1月 4日 軽自動車検査協会 04001234567

軽自動車 580 あ 4249	車種	軽自動車	登録年月日	令和 6年 1月	登録番号	580 あ 4249
ICタグ	型式	DBA-ABC	車体番号	DEF	重量	1100kg
ICタグ	3	DBA-ABC	DEF	0.65	440	440
氏名又は名称	軽自動車 一般	住所	東京都港区虎ノ門1丁目1番1号	使用の本拠の位置	東京都港区虎ノ門1丁目1番1号	有効期間の満了する日
氏名又は名称	使用者 一般	住所	東京都港区虎ノ門1丁目1番1号	使用の本拠の位置	東京都港区虎ノ門1丁目1番1号	有効期間の満了する日
使用の本拠の位置	東京都港区虎ノ門1丁目1番1号	有効期間の満了する日	令和 6年 1月 4日	備考欄	[12345 1234]	

OC801-0001

自動車検査証電子化後 (サイズ:A6+ICタグ部分(105×177.8mm))

2. 自動車検査証のサイズについて

○ A4サイズであった紙の車検証から、電子車検証ではA6サイズ相当の厚紙にICタグを貼付したものになります。

297mm

自動車検査証電子化前 (サイズ:A4)

車 両 番 号		交 付 年 月 日		初年度検査年月		自動車の種別		用 途		車 体 の 形 状	
練馬 580 あ 4249		令和 5年 5月 29日		令和 5年 5月 29日		軽自動車		乗用		箱型	
ABC-1234567		乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量		長さ	
4人		4人		880kg		880kg		1100kg		339mm	
型式		原動機の形式		燃料の種類		燃料消費率		後 軸 重		147mm	
DBA-ABC		DEF		ガソリン		0.65L		440kg		169mm	
ケイケン		軽換 太郎		12345		6789		12345		6789	
氏名又は名称		住 所		東京都新宿区西新宿3丁目2-11		エ		ン		210mm	

自動車検査証 令和 6年 1月 4日 軽自動車検査協会 0401123456789

練馬 580 あ 4249 令和 6年 1月 軽自動車 乗用 自家用 12345 6789

ケイケン 箱型 乗用車の形式 乗車定員 乗車重量 乗車重量 乗車重量

ABC-1234567 乗車重量の形式 乗車重量 乗車重量 乗車重量

DBA-ABC 乗車重量の形式 乗車重量 乗車重量 乗車重量

4人 880kg 1100kg 339mm 147mm 169mm

軽換 太郎

ハイブリッド車、平成28年製軽自動車IA1A 73dB 3,750rpm (1H) 4,875rpm

み ほ ん

105mm

177.8mm

裏面もご覧下さい

この裏面にはICチップが埋め込まれています。大切に保管してください。

※27年度燃費基準20%向上達成車、ハイブリッド自動車**
騒音値73dB / 測定回転数3,750rpm*

※未了 令和2年度エネルギー消費効率 (WLTCモード燃費値)

11.申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載について

持ち込みにより継続検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。

また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

■ 継続検査申請書 専用3号様式

①業務種別 ②手数料 ③有効期間 ④出張 ⑤初検 ⑥再検 ⑦初検免除 ⑧PM ⑨証明指示

⑩自動車登録番号 ⑪車台番号 (自動車検査証記載の車台番号の右下の数字等を入力) (記入例) AB3-1234567 ⑫整備工場コード

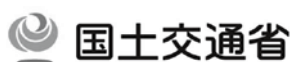
⑬走行距離計表示値

運輸支局長 殿

対象手続き
①新規検査(中古)
②予備検査(中古)
③継続検査

運輸支局コード 認証番号

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
(注2) 指定工場の方が持ち込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。



※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

持ち込みにより新規・予備検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。

また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

■ 新規検査申請書 第1号様式

①業務種別 ②手数料 ③有効期間 ④出張 ⑤初検 ⑥再検 ⑦初検免除 ⑧PM ⑨証明指示

⑩自動車登録番号 ⑪車台番号 (自動車検査証記載の車台番号の右下の数字等を入力) (記入例) AB3-1234567 ⑫整備工場コード

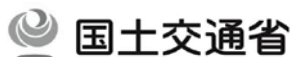
⑬走行距離計表示値

運輸支局長 殿

対象手続き
①新規検査(中古)
②予備検査(中古)
③継続検査

運輸支局コード 認証番号

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
(注2) 指定工場の方が持ち込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。



※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

重量税照会サービスについて

登録車はこちら

参考URL <https://www.nextmvtc.mlit.go.jp/nextmvtc-web/>



初めの方 よくあるご質問 利用規約 セキュリティ お問い合わせ先

> ホーム

次回自動車重量税照会サービス

次回の車検（継続検査等）を受ける際の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。
車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税の税額がわかります。

■お知らせ

【重要】 2018/07/27 9月18日（土）メンテナンス作業のお知らせ
2018/04/02 次回自動車重量税照会サービス開始について

お知らせ一覧へ >

■次回自動車重量税照会

次回自動車重量税照会を行う場合は、
「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
（ご利用可能時間 9:00～21:00）

照会画面へ

Copyright © 2018, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

軽自動車はこちら

参考URL <https://www.kei-nextmvtc.jp/kei-nextmvtc-web/>



初めの方 よくあるご質問 利用規約 セキュリティ お問い合わせ先

> ホーム

次回軽自動車重量税照会サービス

次回の車検（継続検査等）を受ける際の軽自動車重量税の税額が照会できるサービスです。
「車台番号」、「検査予定日」を入力することで、検査予定日時点の軽自動車重量税の税額がわかります。

■お知らせ

【重要】 2020/04/20 5月9日（土）、10日（日）メンテナンス作業のお知らせ
2020/02/03 次回軽自動車重量税照会サービス開始について

お知らせ一覧へ >

■次回軽自動車重量税照会

次回軽自動車重量税照会を行う場合は、
「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
（ご利用可能時間 9:00～21:00）

登録車及び軽二輪車の「次回軽自動車重量税照会サービス」はこちら
<https://www.nextmvtc.mlit.go.jp>

照会画面へ

12. 重量税照会サービスについて

(参考資料)

13年、18年経過の早見表

初度登録(検査)		13年経過車 となる日
年	月	
H16	9	R4.8.1
	10	R4.9.1
	11	R4.10.1
	12	R4.11.1
	不明	R4.12.1
H17	1	R4.12.1
	2	R5.1.1
	3	R5.2.1
	4	R5.3.1
	5	R5.4.1
	6	R5.5.1
	7	R5.6.1
	8	R5.7.1
	9	R5.8.1
	10	R5.9.1
	11	R5.10.1
	12	R5.11.1
	不明	R5.12.1
H18	1	R5.12.1
	2	R6.1.1
	3	R6.2.1
	4	R6.3.1
	5	R6.4.1
	6	R6.5.1
	7	R6.6.1
	8	R6.7.1
	9	R6.8.1
	10	R6.9.1
	11	R6.10.1
	12	R6.11.1
	不明	R6.12.1

13. 土砂等を運搬する大型自動車の番号表示について

○ 土砂等を運搬する大型自動車を使用する者は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則」第六条により、表示番号は以下のように表示しなければなりません。

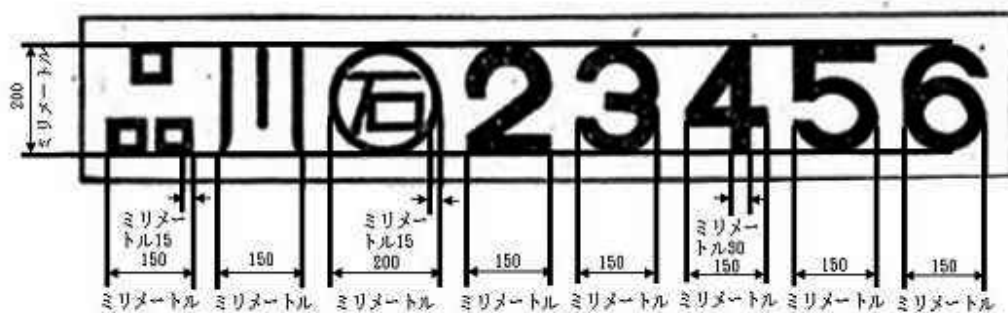
(表示番号の表示)

第六条

表示番号は、次に掲げる文字及び記号をその順序により組み合わせて定めるものとし、別表第一の例により、荷台の両側面及び後面に表示しなければならない。

- 一 大型自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部又は運輸支局（使用の本拠の位置が自動車検査登録事務所の管轄区域に属する場合にあっては、当該自動車検査登録事務所）を表示する文字（別表第二）
- 二 経営する事業の種類を表示する文字及び記号（別表第三）
- 三 五けた以下のアラビア数字

別表第一



備考 表示方法は、ペンキ等により左横書きとし、文字、記号及び数字は黒色とし、地を白色とすること。

東北運輸局秋田運輸支局 輸送・監査部門

- ・電子制御装置整備を外注した場合や離れた作業場で特定整備を実施した場合の特定整備記録簿の記載例を示します。
- ・特定整備記録簿の作成責任については、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキストをご確認ください。

○ ガラス交換を構内外注し、リーダー交換及びエーミング作業を自ら行った場合

点検 良好	✓	交換	×	調整	A	清掃	C	省略	P
特定 整備	○	修理	△	締付	T	給油(水)	L	潤滑油	/

米用

別表第6

図26

車載式故障診断装置点検

その他の点検

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

注

エンジン・ルーム点検

定廻り点検

下廻り点検

エンジン・ルーム点検

定廻り点検

下廻り点検

エンジン・ルーム点検

定廻り点検

下廻り点検

エンジン・ルーム点検

定廻り点検

下廻り点検

エンジン・ルーム点検

定廻り点検

下廻り点検

エンジン・ルーム点検

定廻り点検

下廻り点検

エンジン・ルーム点検

定廻り点検

下廻り点検

エンジン・ルーム点検

定廻り点検

下廻り点検

エンジン・ルーム点検

定廻り点検

下廻り点検

エンジン・ルーム点検

定廻り点検

下廻り点検

エンジン・ルーム点検

定廻り点検

下廻り点検

エンジン・ルーム点検

定廻り点検

下廻り点検

エンジン・ルーム点検

定廻り点検

下廻り点検

エンジン・ルーム点検

定廻り点検

下廻り点検

エンジン・ルーム点検

定廻り点検

下廻り点検

エンジン・ルーム点検

定廻り点検

エンジン・ルーム点検

定廻り点検

下廻り点検

エンジン・ルーム点検

定廻り点検

下廻り点検

エンジン・ルーム点検

○ レーダー交換を外注元、エーミング作業を外注先で実施した場合

外注元

定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号又は車台番号
住所	点検(整備)時の総走行距離 km

点検の結果及び整備の概要

エンジン・ルーム点検 ■パワー・ステアリング ベルトの緩み、損傷 	冷却装置 ファン・ベルトの緩み、損傷 冷却水の漏れ 室内点検 ■ブレーキ・ペダル 遊び 踏み込んだときの床板とのすり減り プレーキの焼き具合
点検項目 ☆スパークプラグの状態 (点検方法、交換時期、交換箇所) 点検時期 ディストリビューターのキャップ	点検項目 ☆ブレーキ・パッドとのすり減り ☆ブレーキ・パッドの摩耗 ■ドラム・ブレーキ

足廻り点検 ■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすり減り ☆ブレーキ・パッドの摩耗 ■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの亀裂、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、異状磨耗 ☆スベア・タイヤの空気圧 ☆ナット、ボルトの緩み ■ブレーキのマスター・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパー マスター・シリンダの液漏れ ホイール・シリンダの	プレーキの量 バッテリーの量 冷却水の量 エンジン・オイルの量 エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態 ヘッドランプ・フォグランプ・ハイビーム
---	--

車載式故障診断装置点検 OBDの診断の結果 注 日常点検 プレーキの量 バッテリーの量 冷却水の量 エンジン・オイルの量 エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態 ヘッドランプ・フォグランプ・ハイビーム	その他の点検・整備項目 注 ① レーダー ② エーミング(外) 外注した旨を記載
--	--

外注先

定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号又は車台番号
住所	点検(整備)時の総走行距離 km

点検の結果及び整備の概要

エンジン・ルーム点検 ■パワー・ステアリング ベルトの緩み、損傷 	冷却装置 ファン・ベルトの緩み、損傷 冷却水の漏れ 室内点検 ■ブレーキ・ペダル 遊び 踏み込んだときの床板とのすり減り プレーキの焼き具合
点検項目 ☆スパークプラグの状態 (点検方法、交換時期、交換箇所) 点検時期 ディストリビューターのキャップ	点検項目 ☆ブレーキ・パッドとのすり減り ☆ブレーキ・パッドの摩耗 ■ドラム・ブレーキ

足廻り点検 ■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすり減り ☆ブレーキ・パッドの摩耗 ■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの亀裂、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、異状磨耗 ☆スベア・タイヤの空気圧 ☆ナット、ボルトの緩み ■ブレーキのマスター・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパー マスター・シリンダの液漏れ ホイール・シリンダの	プレーキの量 バッテリーの量 冷却水の量 エンジン・オイルの量 エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態 ヘッドランプ・フォグランプ・ハイビーム
---	--

車載式故障診断装置点検 OBDの診断の結果 注 日常点検 プレーキの量 バッテリーの量 冷却水の量 エンジン・オイルの量 エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態 ヘッドランプ・フォグランプ・ハイビーム	その他の点検・整備項目 注 ① エーミング ② エーミング(外) 外注した旨を記載
--	---

- 電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合

※外注元の特定整備事業者は、特定整備記録簿に記載しないよう注意してください。

- 事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所において電子制御装置整備作業を実施した場合

- ① 入庫した車両については、自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行えないことから、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）

点検の結果及び整備の概要

エンジン・ルーム点検	
■パワー・ステアリング	ベルトの緩み、損傷
ベルトの緩み、損傷	ファン・ベルトの緩み、損傷
冷却水の漏れ	冷却水の量
室内点検	ブレーキ・ペダル遊び

定廻り点検	
■ディスク・ブレーキ	☆ディスクとパッドとのすり減り
☆ブレーキ・パッドの摩耗	☆ホイール
☆タイヤの空気圧	☆タイヤの亀裂、損傷
☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗	☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗
☆スベア・タイヤの空気圧	☆スベア・タイヤの空気圧
☆ナット、ボルトの締め	

依頼者(使用者)の氏名又は名称	住所
-----------------	----

天候及びエーミング 作業を電子制御装置点検整備作業場以外の場所で行った理由を記載

車載式故障診断装置点検	その他の点検・整備
OBDの診断の結果	注 ① エーミング(電子制御装置整備作業場の屋上、晴れ、電子制御装置整備作業場の寸法を超過)
日常点検	
ブレーキ液の量	
バッテリー液の量	
冷却水の量	

- ② 離れた作業場 (〇〇板金工場) でバンパ交換を行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）

点検の結果及び整備の概要

エンジン・ルーム点検	
■パワー・ステアリング	ベルトの緩み、損傷
ベルトの緩み、損傷	ファン・ベルトの緩み、損傷
冷却水の漏れ	冷却水の量
室内点検	

定廻り点検	
■ディスク・ブレーキ	☆ディスクとパッドとのすり減り
☆ブレーキ・パッドの摩耗	☆ホイール
☆タイヤの空気圧	☆タイヤの亀裂、損傷
☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗	☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗
☆スベア・タイヤの空気圧	☆スベア・タイヤの空気圧

依頼者(使用者)の氏名又は名称	住所
-----------------	----

車載式故障診断装置点検	その他の点検・整備項目
OBDの診断の結果	注 ① バンパ(〇〇板金工場)
日常点検	
ブレーキ液の量	
バッテリー液の量	

自家用乗

15. 特定整備認証の計画的な申請について



認証を受けなければ、特定の自動車の

- フロントガラス※
- バンパ、グリル※
- カメラ、レーダー※

脱着

※複眼カメラ等が装着されているものに限る。

が行えません!!!!

複眼カメラ
（ミッドレンジより）

カメラ・ミリ波レーダー複合型
（レンジ200mより）

その作業、本当にやって大丈夫!?

令和2年4月 から 気をつけて

～ガラス・バンパ等の脱着!～

関東運輸局長認証

普通自動車特定整備事業

普通自動車（乗用）

普通自動車（中型）（電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）

普通自動車（小型）（分解整備（走行装置、操縦装置）に限る）

【事業場標識例】

電子制御装置整備を行うためには、認証を取得し、

若草色の標識

を掲示する必要があります。



令和2年4月より、特定整備制度が施行され、経過措置期間を過ぎた後に、特定整備の対象となる作業（電子制御装置整備）を行う場合、地方運輸局長の認証を受ける必要があります。特定整備事業の認証要件などの詳細は最寄りの運輸支局へお問い合わせください。

16. 大型車の車輪脱落事故防止

掲載事項

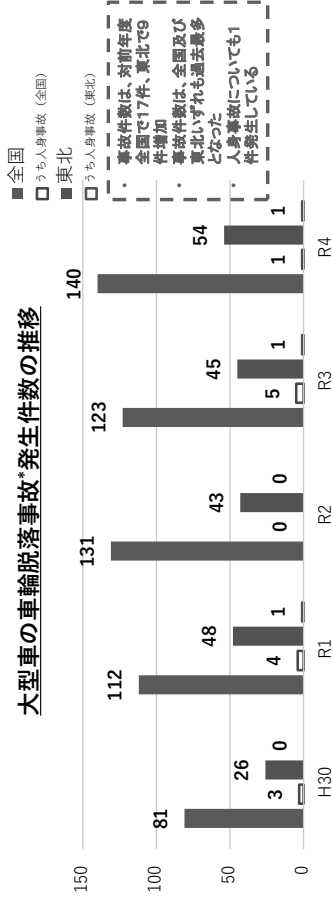
- ① 令和4年度東北管内車輪脱落
事故発生状況（速報値）
- ② 大型車を取り扱う指定工場の
監査時による実態調査結果
- ③ 大型車の適切なタイヤ脱着・
保守管理作業解説動画

大型車の車輪脱落事故防止について

令和5年9月
東北運輸局自動車技術安全部

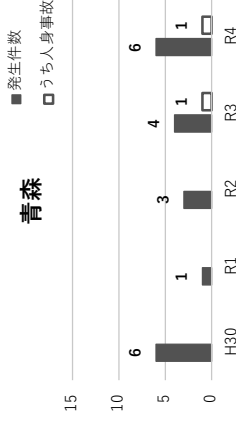
①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

大型車の車輪脱落事故*発生件数の推移

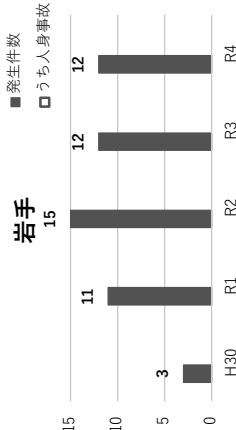


※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

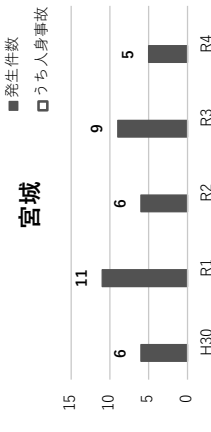
青森



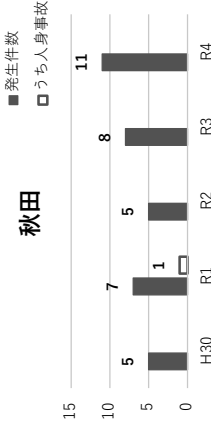
岩手



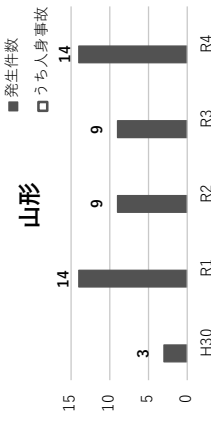
宮城



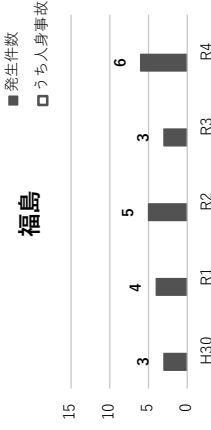
秋田



山形



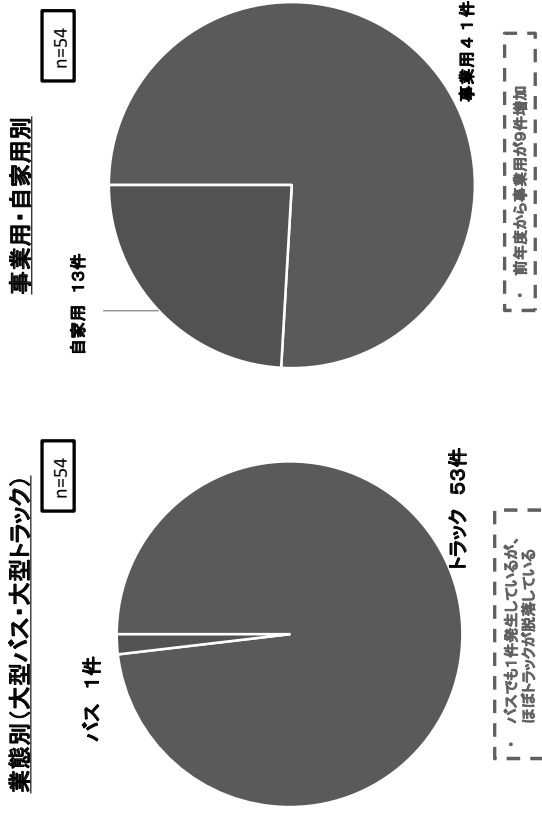
福島



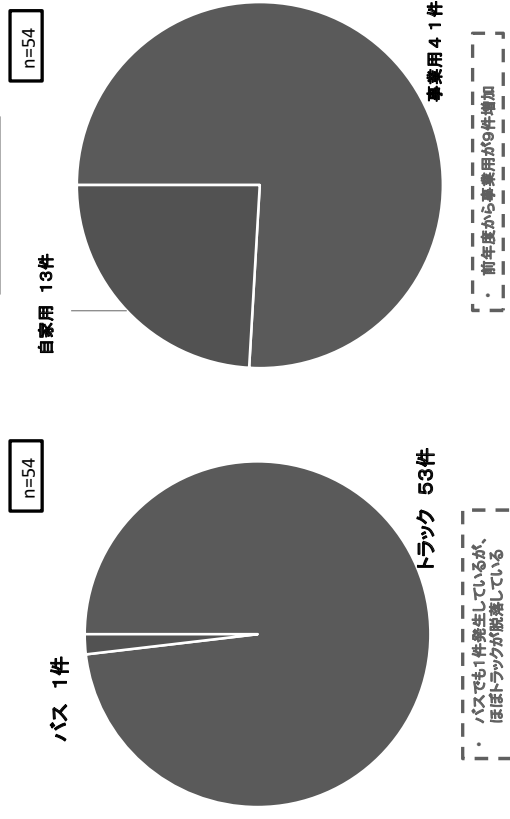
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

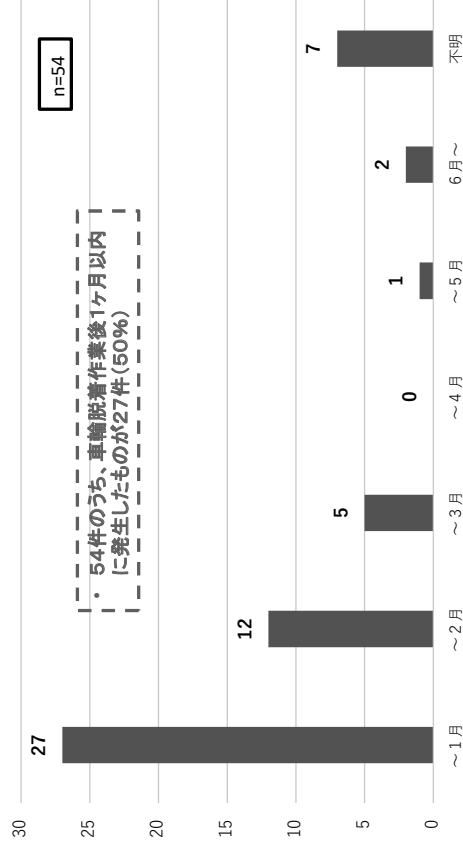
業態別(大型バス・大型トラック)



事業用・自家用別

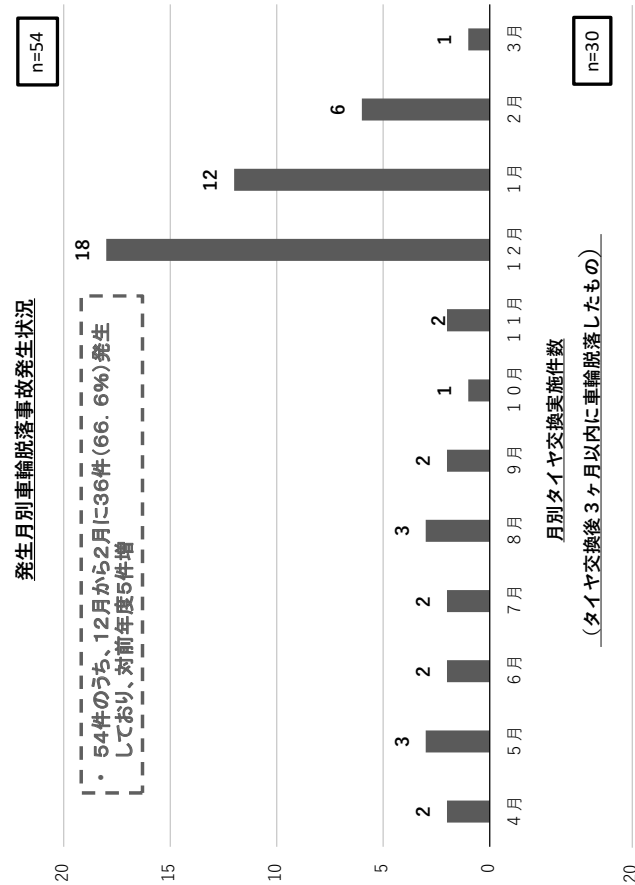


車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数



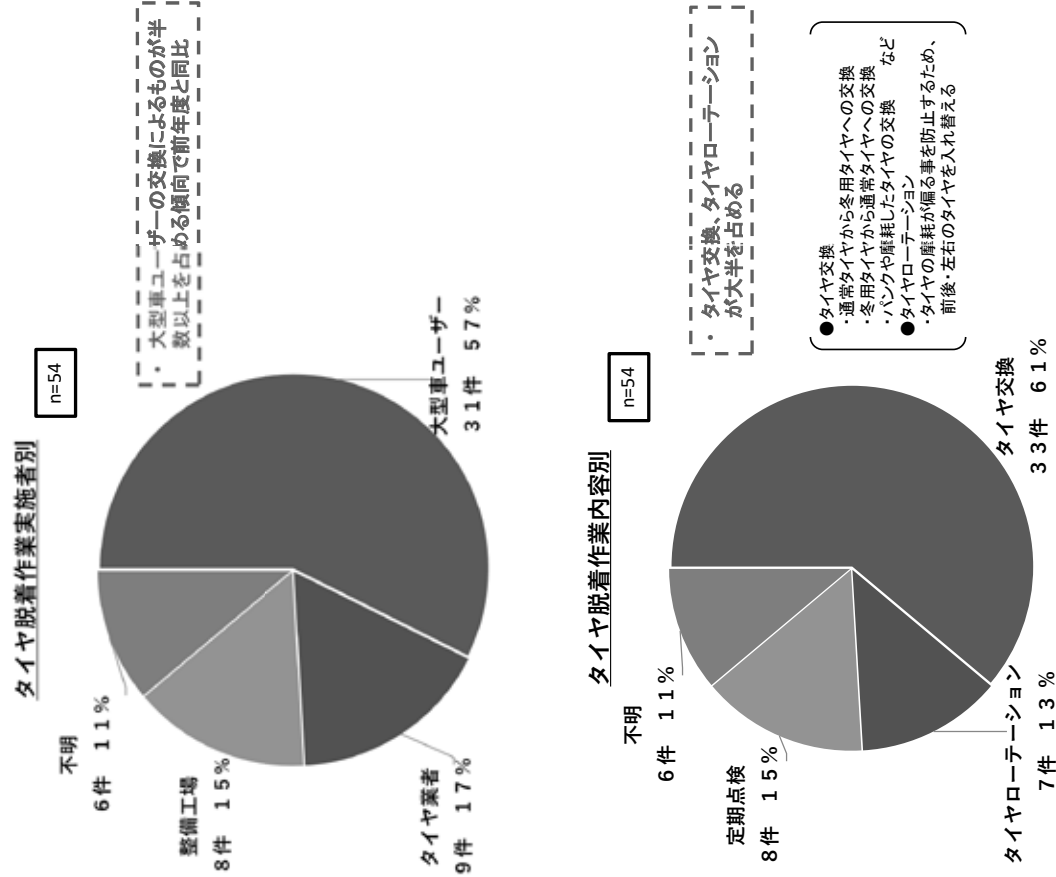
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）



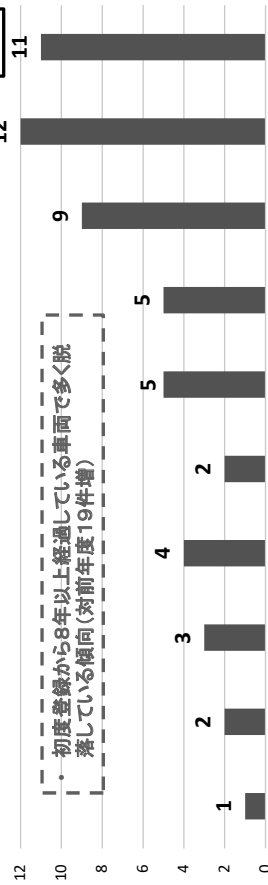
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

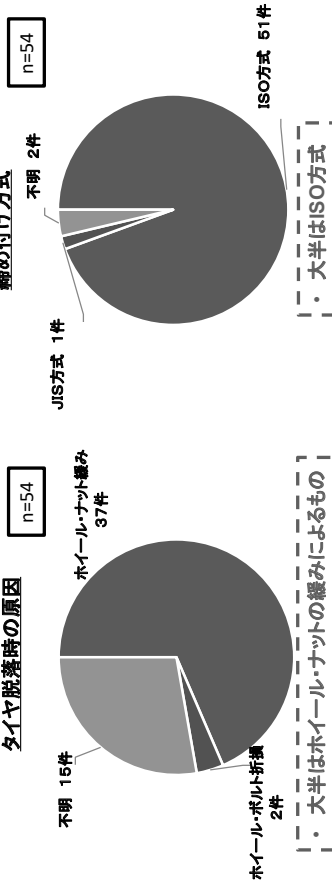
車体の形状別発生件数



登録年から事故発生までの車齢



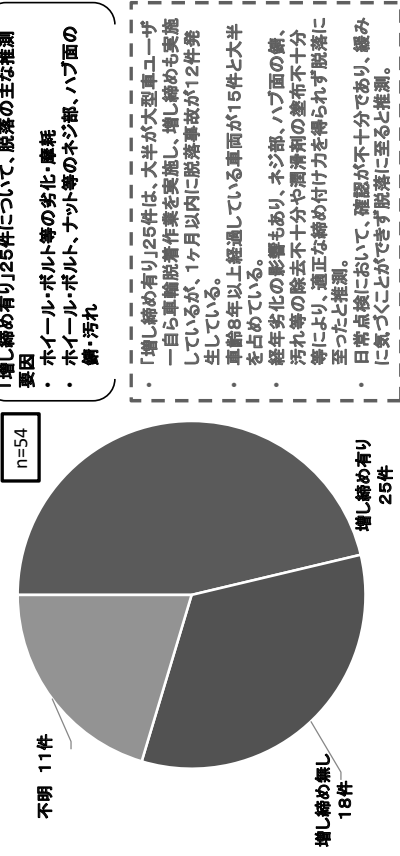
タイヤ脱着時の原因



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

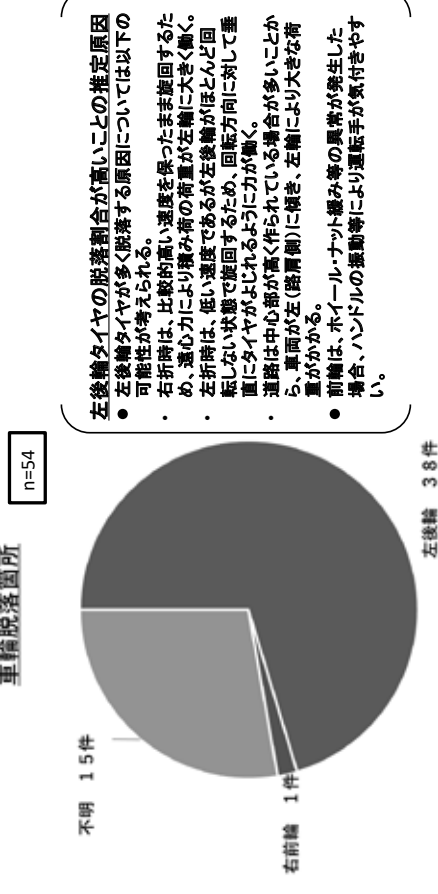
脱着作業後の増し締め実施の有無



【対策の方向性】

- ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の清掃作業や適切な潤滑剤の塗布を実施
- 劣化、磨耗が進んだホイール・ボルト、ホイール・ナット等は早めに交換
- 日常点検等における、マーキング、ホイール・ナットマーカ等の活用

車輪脱落箇所



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和4年度）

東北運輸局では、令和4年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施し、大型車を取り扱う指定工場に対し、監査等の機会を通じて増し締め等の周知方法等のヒアリングを管内計38事業場を実施した。

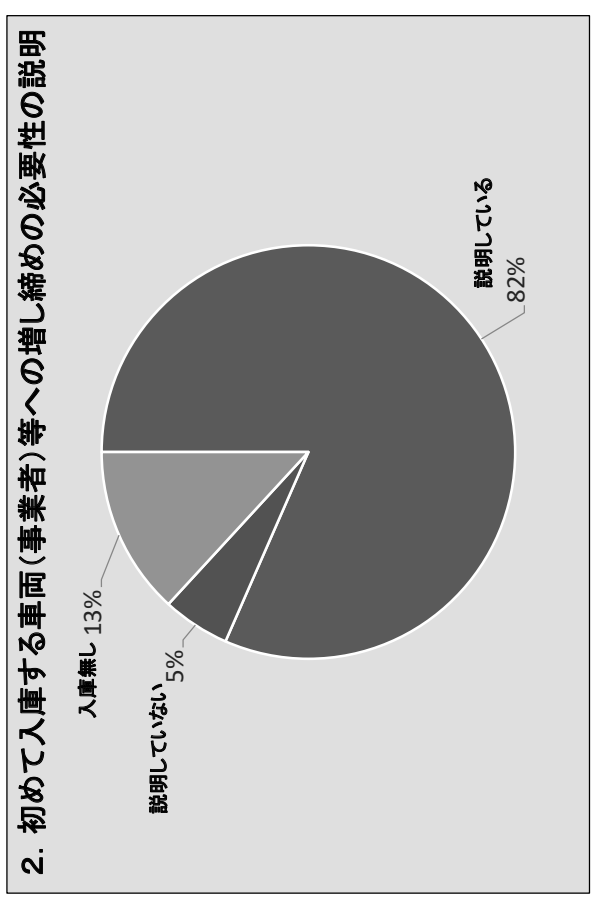
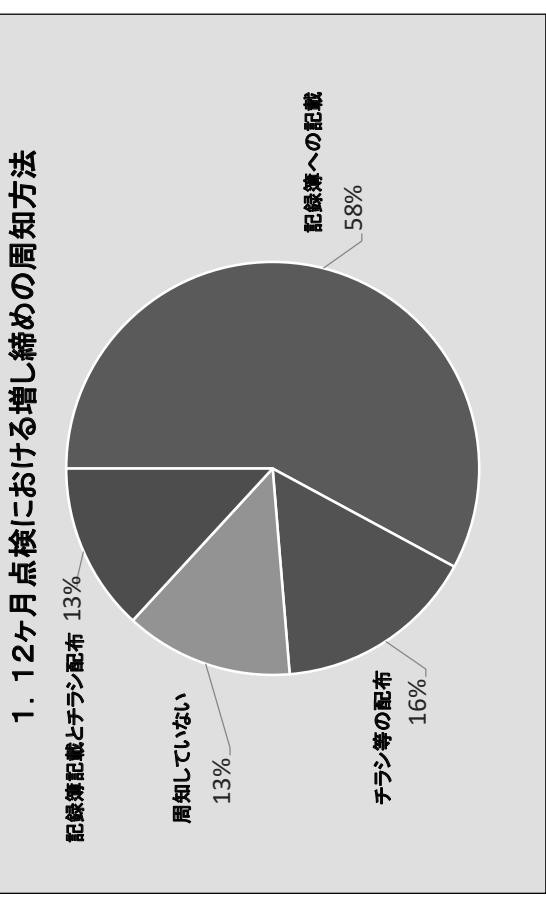
ヒアリング内容

- 12ヶ月点検における増し締めの周知方法
 - ・点検整備記録簿への記載 ・増し締めを促すお知らせチラシ等の配布 ・していない
- 初めて入庫する車両(事業者)等への増し締めの必要性等の説明
 - ・している ・していない
- 事業場における増し締め作業の依頼状況
 - ・有り ・無し
- 増し締めの必要性に係る自動車使用者の認識
 - ・認識できている ・概ね認識できている ・あまり認識できていない ・認識できていない
- タイヤを取り付ける際、ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布状況

(※ハブやネジ部を清掃し、適切な部品を使用し、インロー部、ネジ部及びナット部にエンジンオイル等を塗布して、タイヤホイールを装着した場合において、はじめて適切な締め付けができることを理解しているか。)

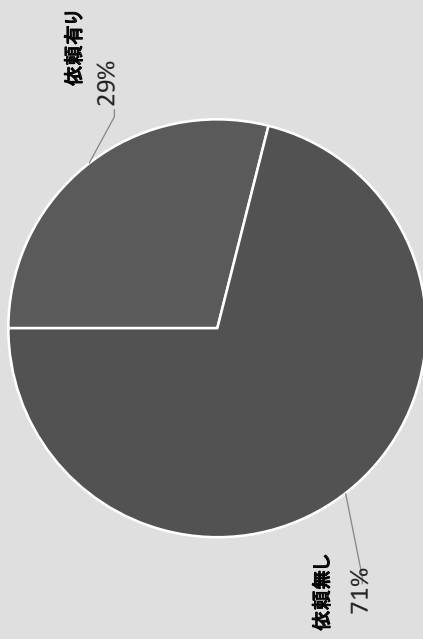
 - ・行っている ・行っていない
- 使用限度に達しているホイールボルト、ホイールナットの使用禁止に関する自動車使用者の認識
 - ・認識できている ・概ね認識できている ・あまり認識できていない ・認識できていない

②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和4年度）



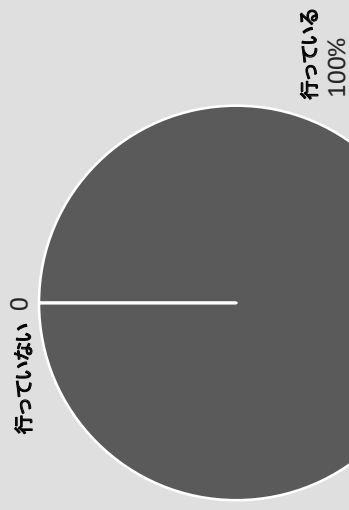
②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和４年度）

3. 事業場における増し締め作業の依頼状況

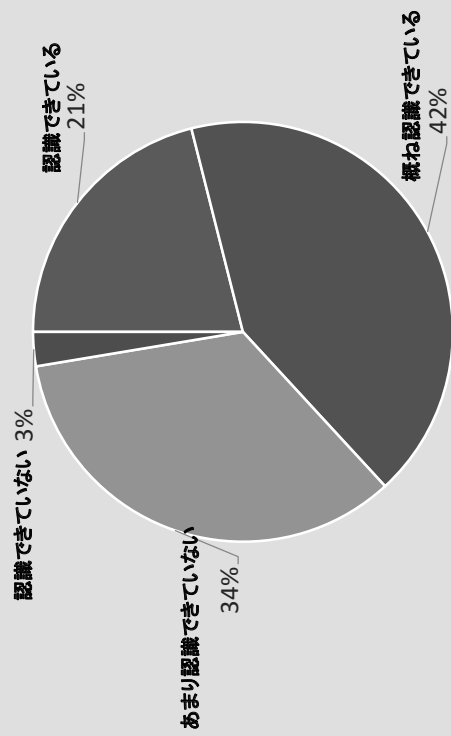


②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和４年度）

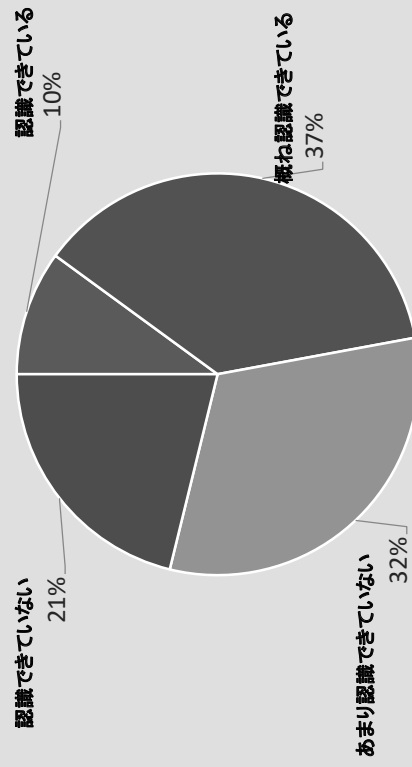
5. ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイル等の塗布状況



4. 増し締めの必要性に係る使用者の認識



6. 使用限度に達しているホイール・ボルト、ナットの使用禁止に関する使用者の認識



ヒアリング結果 管内計：38事業場

- 点検時、増し締め周知は、13%（5事業場）が周知していない。
- 初めて入庫する車両や使用者等への増し締めの必要性を、5%（2事業場）が説明していない。
- 増し締めの必要性について、使用者があまり認識できていない又は認識できていないと回答したのが37%（14事業場）
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布状況について、38事業場全て実施している。
- 使用限度に達しているホイール・ボルト、ナットの使用禁止を、使用者があまり認識できていない又は認識できていないと回答した事業場が約半数（53%）

事業者の皆様へ

- 点検時に増し締めの必要性を使用者等に説明するとともに、記録簿への記載やチラシ等により周知すること。
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布を、引き続き徹底すること。
- 使用限度に達しているホイール・ボルト、ホイール・ナットは使用しないことを、使用者等へ周知すること。

車輪脱落事故を起こした車両は、劣化したホイール・ナット等が使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナット等の清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を公開しております。

大型車の車輪の脱着は、大事故につながりかねない大変危険なものです。この機会に是非とも動画をご覧いただき、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。



国土交通省YouTubeチャンネル

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRII2zJVaaYbwEEKAmD5YVi



啓発動画QRコード

整備業参考資料

1. 秋田県市町村別保有車両数（令和5年3月31日現在）59
2. 整備事業者のBCP（事業継続計画）の策定
 ー 災害発生に備えた事業の継続・早期復旧の取組みについて ー60
3. 自動車整備事業場用「環境家計簿システム」活用のお願ひ61
4. 経営自己診断システムのご紹介61
5. 主な車種の有効期間及び定期点検間隔一覧表62
6. 令和4年度 運輸支局長等による高等学校訪問結果64
7. ユーザー説明用資料を活用ください67

「自動車検査証の有効期間の取扱いについて」（参考）

○検査証の有効期間の満了する1カ月前の日

（例）

検査証の有効期間の満了する日	自動車検査証の有効期間の満了する日の 1カ月前の日
2月1日	1月1日
2月15日	1月15日
2月29日	1月29日
3月28日	2月28日
3月29日、30日及び31日	2月28日（閏年にあつては29日）
10月30日及び31日	9月30日
11月30日	10月30日

※注意事項

自動車検査証の有効期間は、満了する日から1カ月を超えて残っている場合、申請日当日から起算され、有効期間が短縮されますので、検査前に確認して下さい。

1. 秋田県市町村別保有車両数

令和5年3月31日現在

	貨物	乗合	乗用	特種(殊)	小型二輪	軽自動車	合計
秋田市	16,098	516	111,098	5,509	3,719	91,323	228,263
能代市	2,777	148	16,259	1,298	574	20,941	41,997
大館市	4,098	170	23,037	2,063	704	26,750	56,822
横手市	4,112	166	28,007	2,195	1,010	39,155	74,645
由利本荘市	2,986	179	26,374	1,518	927	30,583	62,567
男鹿市	1,328	61	8,309	587	258	10,840	21,383
湯沢市	2,199	126	13,948	1,089	512	18,551	36,425
大仙市	4,414	158	28,323	2,003	881	34,164	69,943
鹿角市	1,642	84	9,317	1,023	253	13,138	25,457
潟上市	1,573	28	10,942	607	489	12,473	26,112
北秋田市	1,539	87	10,502	885	282	11,421	24,716
仙北市	1,297	92	8,727	667	261	10,686	21,730
にかほ市	919	53	9,013	268	397	9,072	19,722
全市計	44,982	1,868	303,856	19,712	10,267	329,097	709,782
小坂町	340	13	1,610	220	65	2,015	4,263
鹿角郡不明	0	0	0	2	0	0	2
鹿角郡計	340	13	1,610	222	65	2,015	4,265
上小阿仁村	71	5	747	61	19	760	1,663
北秋田郡不明	0	0	0	8	0	0	8
北秋田郡計	71	5	747	69	19	760	1,671
三種町	984	22	5,092	285	170	7,728	14,281
八峰町	313	13	2,096	185	77	3,145	5,829
藤里町	129	6	859	61	27	1,431	2,513
山本郡不明	1	0	3	1	0	0	5
山本郡計	1,427	41	8,050	532	274	12,304	22,628
井川町	196	6	1,590	105	48	1,958	3,903
八郎潟町	230	9	1,907	106	64	2,370	4,686
五城目町	253	37	2,848	161	82	3,610	6,991
大潟村	944	6	1,408	54	66	1,539	4,017
南秋田郡不明	2	0	0	6	0	0	8
南秋田郡計	1,625	58	7,753	432	260	9,477	19,605
由利郡不明	0	0	0	5	0	0	5
由利郡計	0	0	0	5	0	0	5
美郷町	973	35	6,569	398	250	8,813	17,038
仙北郡不明	1	0	1	8	0	0	10
仙北郡計	974	35	6,570	406	250	8,813	17,048
東成瀬村	153	6	790	87	21	1,240	2,297
羽後町	564	33	4,442	339	139	6,621	12,138
雄勝郡不明	2	2	8	4	0	0	16
雄勝郡計	719	41	5,240	430	160	7,861	14,451
全郡計	5,156	193	29,970	2,096	1,028	41,230	79,673
不明	0	0	0	0	0	181	181
総合計	50,138	2,061	333,826	21,808	11,295	370,508	789,636

※軽自動車については、軽二輪を除き、一般社団法人全国軽自動車協会連合会調べ

2. 整備事業者のBCP（事業継続計画）の策定

BCP(事業継続計画)とは？

BCP（事業継続計画）とは、自然災害やパンデミックなどにより企業が受ける影響や損害・被害を最小限に留めるための方法や手段を計画するものであり、緊急時における対策だけでなく、予防策として平常時の活動も含まれています。

BCPテンプレート 作成の背景

昨今、地震や豪雨などの災害・被害の規模が甚大化し、影響を受けた多くの企業が事業縮小や倒産を余儀なくされているとともに、2020年からは新型コロナウイルスの感染拡大により、さらに多くの企業が危機的状況下に置かれています。

また、自然災害等により事業活動が停止した場合、経営上の損失や貴重なビジネスチャンスを逃すリスクは従来に比べて格段に大きくなってきています。

こうした状況下において、BCPは企業経営の一環として重要なものと認識されつつあることから、日整連及び整商連では、自動車整備事業者が取り組むべき対策を取り纏め、各事業者が独自にBCPを策定することができるテンプレートを作成しました。

●テンプレートマニュアルについて

テンプレートは2つのマニュアルで構成されており、「初動マニュアル」（青本）は災害時に人命の安全を図り整備工場の責任を果たすために行わなければならない事項と防災活動のためのノウハウを取りまとめています。

「事業継続マニュアル」（赤本）は、災害時に整備工場が取り組む業務と平常時に取り組む事前対策、教育・訓練、見直しのためのノウハウを取りまとめています。

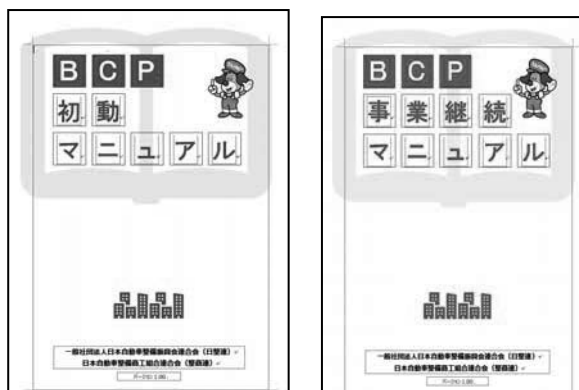
BCPテンプレートのダウンロード

マニュアルは、（一社）日本自動車整備振興会連合会のホームページよりダウンロードできます。また、動画を視聴しながらBCPを作成できる「BCP速成版の手引き」がYouTubeで見れます。

【手順】

日整連ホーム <https://www.jaspa.or.jp/> > 整備事業関連情報 …(下にスクロール)…> 「BCP（事業継続計画）」

- ・ このページからBCPテンプレートのダウンロードが可能となっております。
また、「BCP速成版の手引き」も見れるようになっております。



注:本テンプレートの著作権は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（日整連）及び日本自動車整備商工組合（整商連）に帰属します。日整連および整商連は、本テンプレートの全部又は一部を、営利非営利の目的の如何を問わず無断で複製、改変、譲渡、貸与、口述、展示、公衆送信等することを禁じます。（テンプレートにおける「チューンアップ」は改変にはあたりません）

- ※1 BCP速成版の手引きは、BCPテンプレートの記載内容を極力そのまま採用して、自社のBCPにしたいというニーズに応えるものです。
- ※2 自社のBCPとするためには、最小限カスタマイズすべき項目がありますので、こちらの速成版を参考にBCPの策定を行って下さい。
- ※3 BCP速成版はあくまでも暫定的なものです。BCMを実践して、自社のBCPを完成させましょう。

3.自動車整備事業場用「環境家計簿システム」活用をお願い

我が国でも、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）にて温室効果ガスの排出削減に取り組んでおり、2030年において温室効果ガス46%削減（2013年度比）等を目標とする地球温暖化対策計画が2021年に閣議決定されたことから、自動車整備業界において2030年度までに15%（2007年度比）削減する目標を策定しております。

各事業場におかれましては、本システムを活用してCO₂排出抑制と経費削減に繋げて頂きま

【環境家計簿システムの利用手順】

①日整連ホームページアドレス

【<https://www.jaspa.or.jp/>】

トップ画面で下にスクロールすると「環境家計簿」があります

②「環境家計簿」をクリックする

⇒環境家計簿システム利用者ログイン画面になります



- ・新規登録画面で各項目を選択・入力して「確認」ボタンをクリック
- ・入力確認画面を確認し、内容に誤りが無ければ、「登録」ボタンをクリック
- ・登録されたメールアドレスに「仮パスワードを送信しました」の画面が出ます
(画面を閉じて、メール受信を確認)
- ・送信されたパスワード（メールアドレスが「会員ID」）でログインして利用する

4. 経営自己診断システムのご紹介

経営自己診断システムは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するWEBサイトで提供されているもので、自社財務データを入力する事で即時に財務上の問題点が把握できます。登録不要、無料でご利用して戴けますので、積極的にご活用ください。

「経営自己診断システム」

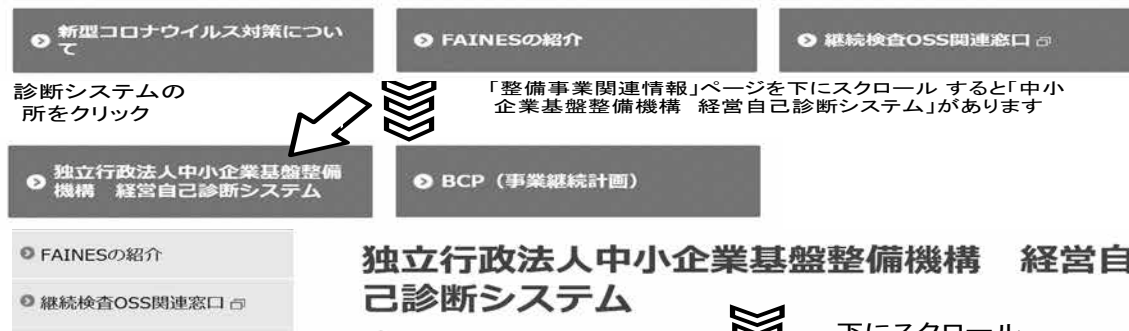
①(一社)日本自動車整備振興会連合会ホームページ

<https://www.jaspa.or.jp/> より「整備事業関連情報」をクリック



整備事業関連情報

② 診断システムの所をクリック



③ 経営自己診断システムをクリック



経営自己診断システム(無料)



5. 主な車種の有効期間及び定期点検間隔一覧表

対象車種			点検区分等	検査証の有効期間		定期点検の間隔（使用する別表）							備考（主な車種等）
				初回	2回目以降	3ヶ月 （別表3）	3ヶ月 （別表4）	6ヶ月 （別表5）	6ヶ月 （別表5・2）	1年 （別表6）	1年 （別表7）		
自家用自動車	乗用	普通・小型	3年	2年					●		一般の乗用車（マイカー）		
		軽	3年	2年					●				
		三輪	2年	←			○						
	定員11名以上		1年	←	○						マイクロバス		
	幼児専用車（定員10人以下）		1年	←			○				園児送迎車（定員は大人換算）		
	貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○						トラック（三輪を含む）		
		車両総重量8トン未満	2年	1年			○						
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○							
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年			○						
		軽	2年	←					●				
	二輪	小型	3年	2年						●	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）		
		検査対象外軽自動車	無	←						●	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）		
	特種	普通・小型	2年	←	○ 8t以上		○ 8t未満				キャンピング車、教習車（乗用）、消防車、キャンピング・トレーラ		
	特種 貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○						タンク車、散水車、現金輸送車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車		
		車両総重量8トン未満	2年	1年			○						
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○							
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年			○						
	特種	軽	2年	←					●		ボート・トレーラ		
	大特	車両総重量8トン以上	2年	←	○						ホイール・クレーン		
		車両総重量8トン未満	2年	←			○				フォーク・リフト		
	大特 貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○						ストラドル・キャリア		
		車両総重量8トン未満	2年	1年			○						
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○							
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年			○						
	農耕作業用トレーラ （大特）	積載あり（貨物）	1年	←		○					ポール・トレーラ		
		積載なし	2年	1年			○						
		積載あり（貨物）	2年	←		○							
		積載なし	2年	←			○						
	検査対象外軽自動車			無	←			○			そり付き、カタビラ付軽自動車		
運送事業用	旅客	普通・小型	1年	←	○						バス、タクシー、ハイヤー		
		軽	2年	←	○						福祉タクシー		
	貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○						貨物運送事業者のトラック（三輪を含む）		
		車両総重量8トン未満	2年	1年	○								
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○							
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年		○							
		軽	2年	←					●				
	二輪	3年	2年						●	霊柩車を含む			
	霊柩	通常タイプ	2年	←	○						霊柩車		
		定員11名以上	1年	←	○						霊柩車バス形状		

対象車種			点検区分等	検査証の有効期間		定期点検の間隔（使用する別表）							備考（主な車種等）
				初回	2回目以降	3ヶ月 （別表3）	3ヶ月 （別表4）	6ヶ月 （別表5）	6ヶ月 （別表5・2）	1年 （別表6）	1年 （別表7）		
レンタカー	乗用	普通・小型	2年	1年			○				マイカー型		
		軽	2年	←			○						
		三輪	2年	1年	○								
	定員11名以上			1年	←	○						マイクロバス	
	幼児専用車（定員10人以下）			1年	←	○						園児送迎車（定員は大人換算）	
	貨物	車両総重量8トン以上		1年	←	○						トラック（三輪を含む）	
		車両総重量8トン未満		2年	1年	○							
		車両総重量8トン以上トレーラ		1年	←		○						
		車両総重量8トン未満トレーラ		2年	1年		○						
		軽		2年	←			○					
	二輪	小型		2年	1年				○			250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）	
		検査対象外軽自動車		無	←				○			126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）	
	特種	普通・小型		2年	1年	○						キャンピング車	
	特種 貨物	車両総重量8トン以上		1年	←	○						タンク車、冷蔵冷凍車	
		車両総重量8トン未満		2年	1年	○							
		車両総重量8トン以上トレーラ		1年	←		○						
		車両総重量8トン未満トレーラ		2年	1年		○						
	特種	軽		2年	←			○					
	大特	車両総重量8トン以上		2年	1年	○						ホイール・クレーン	
		車両総重量8トン未満		2年	1年	○						フォーク・リフト	
	大特 貨物	車両総重量8トン以上		1年	←	○						ストラドル・キャリア	
		車両総重量8トン未満		2年	1年	○							
		車両総重量8トン以上トレーラ		1年	←		○					ポール・トレーラ	
		車両総重量8トン未満トレーラ		2年	1年		○						
	検査対象外軽自動車			無	←	○						そり付き、カタピラ付軽自動車	

（注）点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年

（出展：日整連「自動車検査員の完成検査実施マニュアル」）

- 平成26年度より、自動車整備の仕事への高校生等の理解向上を図り、自動車整備の仕事に就職する若者を確保するため、国（運輸支局）が中心となり、自動車整備人材確保・育成推進協議会と連携して高等学校の校長等を訪問等し、自動車整備の仕事の社会的重要性、将来性について説明を実施しております。
- 令和4年度も、引き続き、全国の運輸支局長等が地方連絡会事務局と共に、4月から全国555校※に対して訪問を実施。
（参考（直近5年）：令和3年度 572校、令和2年度 596校※、令和元年度 594校、平成30年度 577校、平成29年度 575校）
※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を措置した上で実施。
- 訪問等した多くの高等学校で、自動車整備の仕事や整備士不足の状況を理解いただき、パンフレットによる校内での情報共有や、進路指導の際の選択肢として自動車整備の仕事を紹介する等の前向きな反応をいただいています。
- また、動画によるPR方法についても好評をいただいているものの、地元志向及び自宅から通学・通勤を希望する学生が多い傾向にあることから、地域における養成施設や求人などの情報展開及び保護者の要望によりミスマッチを防ぐ観点を、職場体験の実施を強く要望いただきました。
- いただいた意見・要望については、情報を共有するとともに、対応を検討し、今後の国と協議会の取組に反映させ、自動車整備士の人材確保に貢献することとしております。

	主な意見	主な要望
興味・魅力 イメージ	・SNSにより、整備士として就職した先輩達からの自動車整備業界に対する悪評等がイメージダウンに影響している。 ・自動車整備のイメージとして暑い中での作業、危険、キツイ。 ・授業においてもタイヤ交換を学習でさせたりするので、整備業に悪いイメージは無い。	・車に興味を持つためのきっかけとして、スマートフォンなどの画像でなく実際に触れる機会が増えると良い。 ・自動車整備士のネーミングをメカニック等のカタカナにしてイメージを変えることが必要ではないか。 ・中学生に対するアピールの場を設けさせて頂くとありがたい。
求人	・近年は、ディーラーやメーカー専門校の求人説明で、資格取得や寮費等に係る経費を一部免除する等の良い待遇が提示されることが多い。	・求人を見るとほかの業種と比べて賃金が少ないが、自動車ディーラー等は必要な手当てが付くと聞いているので、その点も含め求人に載せるべきではないか。
インターンシップ	・インターンシップ後に、自動車整備士を志す生徒がいる。 ・インターンシップ体験後の生徒の反応は良いと感じている。 ・出前講座が効果的。	・インターンシップを増やすと、より多くの会社の情報が生徒に周知できると思う。 ・インターンシップの活用をお願いしたい。
経済的・ 奨学金	・学費の関係で、整備士養成校を断念する生徒もいる。 ・進学できるか、経済的事情がある。	・就職後、企業側の全面支援で資格を取らせてくれる企業も増えてきているため、今後も期待する。 ・思い切った授業料免除、補助制度を導入すべきである。
給料・待遇 環境改善	・就職先を決める優先順位は1. 地元であること 2. 休みが取れること 3. 給与の順で考えている生徒が多い。 ・国家資格ではあるが待遇が悪いと感じる。	・整備士関係の給料を上げてほしい。 ・女性整備士の活躍の場をもっと紹介してほしい。
資格取得	・検定料が負担。検定料を抑えてもらえればチャレンジする生徒も増えるのではないかと。 ・資格取得について、何年で資格が取れるとわかると家族も安心する。	・大学進学が多いので資格取得できる大学があれば教えてほしい。
その他	・自動車整備士の人材確保に向け、国家プロジェクトとして動いていることに感動した。	・運輸局さんが学校に来て増えるものではなく、業界がもっと頑張らなければならない。

このような取り組みも・・・

高度化するクルマ社会の安全・安心を支える自動車整備士の魅力を伝えるため、ポスターや動画を応募いただきました。その中から優秀な作品について国土交通大臣賞を授与し、道の駅などに掲載しています。

令和4年度最優秀作品



動画の最優秀作品



作品はこちら



★バーチャル工場見学はこちら



★整備士をもっと知りたい方はこちら



動画も公開中!

【整備士学校に通う学生の声】



【実際に働いている自動車整備士の声】



★Twitterで情報発信中

#自動車整備士



2023年度限定版!!

バーチャル工場見学を
体験してみよう☆

進学
就職

を目指してみなさま!

「自動車整備士」

って知っていますか?

自動車整備士はSDGs達成に必要な仕事です

自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進技術を搭載した自動車等が誤作動を起こさないよう、自動車整備士は適切な整備を行い、交通事故が起こらないようにしてSDGsの達成に寄与しています。



自動車整備人材確保・育成推進協議会

一般社団法人日本自動車整備協会連合会／全国自動車大学校・短期専門学校教育／全国自動車大学校連合会
一般社団法人日本自動車整備協会／一般社団法人日本自動車工業会／一般社団法人日本自動車連盟／
日本自動車整備協会連合会／日本自動車整備協会連合会／日本自動車整備協会連合会／日本自動車整備協会連合会
全日本自動車整備協会／全日本自動車整備協会／全日本自動車整備協会／全日本自動車整備協会
一般社団法人自動車用品販売協会／公益財団法人日本自動車教育振興財団／一般社団法人日本自動車輸入組合／
一般社団法人日本自動車整備協会

MLIT

あなたも自動車整備士となり、
よりよいクルマ社会を
目指していきませんか？

教育



国家資格である自動車整備士を取得
するための専門学校は全国に約250
校あります。また、働きやすい環境
作りによって女性整備士も年々増え
てきています。



地域貢献



職場の選択肢

自動車整備工場は全国に約92,000工場
全国のコンビニ約56,000軒の1.6倍

年間給与

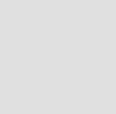


全国にある自動車整備工場はコンビニの
1.6倍もの数があり、自動車整備士は安
全・安心な地域のクルマ社会に貢献して
います。
また、自動車整備士の待遇改善に積極的
に取り組んでいる自動車整備工場が増え
てきているため、年間給与も増加傾向に
あります。

環境対策



先進安全技術の点検・整備に必要な
不可欠「スキャンツール（外部診断
機）」を使用することにより、環境
にやさしいクルマ社会となるよう仕
事をしていきます。



★スキャンツールとは



自動車整備士は国家資格です！

高校卒業

働きながら
自動車整備士になる!!
就職

短期間で
自動車整備士になる!!
進学

自動車整備工場等

自動車整備士 養成学校

1年以上
の実務経験

二級コース
(2年制)

一級コース
(4年制)

一級コースへ編入
(2年制)



Step UP!

Step UP!

三級自動車
整備士

二級自動車
整備士

一級自動車
整備士

3年以上
の実務経験

3年以上
の実務経験

上級へのステップアップを含めた資格取得に
は、国が行う自動車整備士技能検定の学科及
び実技試験に合格する必要があります。
※一部免除規定あり

★各種奨学金の情報はこちら



★全国の養成学校の情報はこちら



7. ユーザー説明用資料を活用ください

- ・日整連ホームページ <https://www.jaspa.or.jp/> から、「整備事業関連情報」をクリック
下方にスクロールしていくと「ユーザー説明用資料集」がありますのでご活用ください。

○ユーザー説明用資料集

★点検整備料金のご説明★

車検・定期点検時の一般的な料金項目（自家用乗用車、中型大型貨物車、二輪車）

★消耗・劣化部品説明用資料★

・乗用車編 ・貨物車編 ・二輪車編



★消耗・劣化部品説明用資料★

●はじめに 「*」はCG動画あり

【乗用車編】

- エア・クリーナ・エレメント *
- エンジン冷却液 (LLC) *
- エンジン・オイル *
- エンジン・オイル・フィルタ *
- スパーク・プラグ *
- タイミング・ベルト *
- 補機ベルト *
- パワー・ステアリング用油圧ホース *
- ステアリング・タイロッド・エンド *
- ブレーキ・フルード *
- ブレーキ・マスター・シリンダのゴム部品 *
- ブレーキ・ホース *
- ブレーキ・パッド *
- ブレーキ・ロータ *
- ブレーキ・ディスク・キャリパのゴム部品 *
- ブレーキ・シュー (ブレーキ・ライニング) *
- ブレーキ・ドラム *
- ブレーキ・ホイール・シリンダのゴム部品 *
- トランスミッション・オイル、ATフイアレンジ *
- ドライブ・シャフト・ブーツ *
- タイヤ *
- ワイパー・ゴム *
- バッテリ *
- エアコン・フィルタ *
- バック修理剤

